

第七部

第二回参議院厚生委員会會議録第十六号

昭和二十三年六月二十五日(金曜日) 午前十時四十九分開会

本日の會議に付した事件

- 健康保險法の一部を改正する法律案(内閣提出)
- 恩給法の一部を改正する法律案(内閣提出)
- 國家公務員共済組合法案(内閣提出)
- 理容師法特例案(内閣提出、衆議院送付)
- 麻薬取締法案(内閣提出、衆議院送付)
- 大麻取締法案(内閣提出、衆議院送付)
- 性病予防法案(内閣提出、衆議院送付)
- 医療制度調査に関する小委員長の報告
- 医療類似行為者のあん摩、はり、きゆう施術禁止に関する請願(第五百十五号)(第七百三十五号)
- 國民健康保險事業費國庫補助に関する請願(第七百十七号)
- 國立長野療養所上田分院の移轉に関する請願(第八百十八号)
- らい療養所患者の生活改善に関する陳情(第三百六十二号)(第四百四十号)
- 國民健康保險制度改革に関する陳情(第三百七十六号)
- 藥務局設置に関する陳情(第四百四号)
- 健康保險事業費國庫補助に関する陳情(第四百三十六号)
- らい患者保護法制定に関する陳情

(第四百四十一号)

○理事(谷口三郎君) 只今から委員會を開会いたします。本日は先ず健康保險法の一部を改正する法律案の提案理由の説明を聴くことにいたします。

○政府委員(吉崎木一君) 只今議題となりました健康保險法の一部を改正する法律案について、その提案理由を御説明申し上げます。

健康保險法におきましては、従來被保險者の權利義務等に関する規定等であつて、法律事項と認められる重要な事項に關して政令に委任した事項が極めて多かつたのでありますが、最近の立法の趨勢に鑑みまして、これらの規定を法律に規定いたしますと共に、概ね次の点に關しては、先ず被保險者の標準報酬に關しては、現在最高五千四百の第十七級まで定めておつたのでありますが、最近における賃金の上昇に鑑みまして、更に十級を追加して八千四百を最高と改めるようにいたしました次第であります。次に被保險者の資格に關しては、今般國都道府縣及び市町村等に使用される公務員についても、健康保險の被保險者とするようにいたしましたのであります。併しこれらの公務員のうち、國家公務員に對しては法律を以て組織された共済組合がありますから、この共済組合に對しては、健康保險事業の實質的代行を認むることにはいたしたのであります。次に健康保險の保險医及び保險藥劑師は、従來行政廳の強制指定制を採用

つていたのでありますが、今般これを改正いたしましたので、保險医又は保險藥劑師となる者の同意を得て都道府縣知事がこれを指定することとし、指定を受けた場合には、一定期間保險診療上の講習を経て診療を開始することとし、一旦保險医又は保險藥劑師となつた者も、本人の自由意思によつて辭任し得る途を開いていたのであります。次に保險料に關しましては、政府の管掌する健康保險については千分の四十とし、特別の場合に、主務大臣が健康保險委員會の意見を聴いて、その一割の範圍内で変更し得ることとし、健康保險組合の場合には、千分の三十乃至千分の八十の範圍内で決定して、主務大臣の認可を受けることとしたのであります。以上の外、標準報酬の額の引上げに伴ひまして、現金給付の最低保障の額の引上げを圖り、又被扶養者に対する現金給付の額を引上げる等の改正を圖つた次第であります。

以上提案理由を御説明申し上げましたので、何とぞ御審議の上速かに決定せられるよう希望いたします。

○理事(谷口三郎君) それでは次に恩給法の一部を改正する法律案について提案理由の説明をお願いいたします。

○政府委員(三浦則雄君) 只今議題となりました恩給法の一部を改正する法律案につきまして、その提案理由を御説明申し上げます。

今回の改正は、主として新民法の施行その他諸法令の改廃等に伴ふものであります。その主な点は、凡そ次の諸点にこれを要約することができま

第一点は、民法の改正に伴う遺族に關する規定の整備であります。現行法によりますと、扶助料又は一時扶助料を給される遺族は、公務員の祖父母、父母、配偶者、子、又は兄弟姉妹であつて、公務員の死亡當時、これと同一戸籍内に、言換えれば、同一家にあることを必要としていたのであります。が、民法の圓期的な改正に伴ひ、從來のような家は廢止されました結果、このような條件によつて遺族の範圍を定め、扶助料の給否を決定することは適当でないと考えられるに至りましたので、右のような親族であつて、公務員の死亡當時、これにより生計を維持し又はこれと生計を共にしていた者を以て遺族とすることにいたそうとするのであります。

又現行恩給法の本文におきましては、未成年の子が数人ある場合には、これらの子は、死亡した公務員を被相続人としたときに、家督相続人になる順位で、扶助料権者になり、又祖父母又は父母の間にありましては、祖父又は父は、祖母又は母に先立つて扶助料権者になることになつており、又昨年日本國憲法施行に伴ひ民法の應急的措置に關する法律が施行せられました際には、未成年の子が数人ある場合において、扶助料権者となる順位につきましては、これに隨じて、取敢ずの措置として、嫡出子を先にし、嫡出子でない

子を後にいたしましたものと共に、長幼の順によらしめることといたして參つたのであります。が、新民法により相続制度が改正せられましたから、その改正の趣旨に鑑みまして、かような單なる男女の別、又は長幼の別等によつて差別的取扱をするのは適當でないと考えられますので、この差別的取扱を廢し、祖父母、父母又は子の間にありましては男女又は長幼の別なく、等分の權利を以て、扶助料又は一時扶助料を受けることができるようにいたします等、民法の改正に伴ひ遺族に關する規定を整備いたしましたのであります。第七十二條から第八十二條までの改正規定並びに改正法附則第三條及び第七條の規定がこれでありま

第二点は、刑法の改正に伴ふものであります。現行法によりますと、年金恩給受給者が、二年を超える懲役又は禁錮の刑に処せられた場合には、その刑の執行中、恩給の支給を停止されることになつております。これは従來、執行猶予が二年以下の刑に對し言渡されておりましたので、その二年の刑期を標準として定められたものであります。ところで、先般刑法の改正によりまして、執行猶予言渡をなし得る懲役又は禁錮の刑期二年以下は、三年以下に改められましたから、右のような恩給の失権又は停止の区分となる刑期につきましても、これと歩調を併せて、二年を超える場合には失権することとし、三年以

下の場合には停止することとしたとす  
とするのであります。第九條第一項第  
二号、第五十八條第一項第二号及び第  
七十七條第一項の改正規定並びに改正  
法附則第二條の規定がこれでありま  
す。

第三点は、警察法及び消防組織法の  
制定に伴う警察監獄職員に関する規定  
の整備であります。警察法及び消防組  
織法の制定によりまして、警部補、巡  
査、消防士補、消防機関士補及び消防  
手たる地方事務官又は地方技官と経済  
監視官補たる地方事務官とは、すべて  
廳官になりましたから、恩給法上の公  
務員たる警察監獄職員の中から、これ  
らの諸官を除きますと共に、國家地方  
警察に属する警察官として、新たに設  
けられました警部補、巡査部長、又は  
巡査たる警察官は、従来の警部補及び  
巡査たる地方事務官と、恩給法上同じ  
ように取扱うべきものと考へまして、  
これを恩給法上の公務員たる警察監獄  
職員として指定することにいたそうと  
するのであります。第三十三條第一号  
及び第五号の改正規定並びに改正法附  
則第六條の改正規定がこれでありま  
す。

第四点は、いわゆる若年者及び多額  
所得者の普通恩給の一部支給停止に關  
するものであります。現行法におきま  
しては、普通恩給を受ける者が四十歳  
以下の者であるときは、その年齢に應  
じて、その恩給年額の四分の一乃至八  
分の一を停止し、又年額一千万以上の  
普通恩給を受ける者が、恩給外の所得  
年額一百万を超える者であるときは、  
その恩給年額の一割五分乃至三割に相  
当する金額の支給を停止することにな  
つておるのであります。現行法にお

ける普通恩給額は甚だしく少額であ  
り、従つてこの制度による停止額も亦  
甚だ僅少な額でありますこと、この  
制度運営のための事務負担と考へ合  
せまして、恩給金額が現状のごとき少  
額である間は、暫定的にこの制度の運  
営を中止することが適當であると思わ  
れますので、当分のうちこの停止に關す  
る規定を適用しないこととしたそうと  
するのであります。改正法附則第九條  
がこれであります。

第五点は、保健所制度の改正に伴う  
ものであります。保健所は従來都道府  
縣及び大阪、京都、横濱、神戸、名古屋  
の各都市がこれを設置することに  
なつておつたのであります。去る四月  
から、これらの都市以外の都市におい  
ても、特に保健所法施行令第一條に定  
められて都市は、保健所を設置するこ  
とになりましたから、従來これらの都  
市にあつた保健所は、都道府縣から  
市立に移管されることになり、その機  
關に勤務する職員は、道府縣の吏員か  
ら市の吏員となることになりましたの  
で、これらの職員の中、その移管の際  
まで、恩給法上の公務員としての取扱  
いを受けていた者につきましては、そ  
の退職給與制度の確立を見まするまで  
の暫定的な取扱ひをいたしまして、当  
分の間市吏員としての在職年を、恩給  
法上の公務員として引續いて在職する  
ものとして、取扱ひこととしたそうと  
するのであります。改正法附則第十條  
の改正規定が、これでありま

第六点は、立法の趨勢に伴う法令の  
整備であります。現行法におきまして  
は、相当多くの実体的規定を政令に委  
任し、これを、恩施行令に規定してい  
るのであります。最近の立法形式の

趨勢に鑑みまして検討を加えました結  
果、同施行令中手続的の事項を規定し  
た僅少の條項を除きまして、殆んど大  
部分の條項は、これを恩給法自体にお  
いて規定することが適當であると思  
はれますので、これらの條項を恩給法  
に移すこととしたそうとするのであり  
ます。第十條第二項、第十條ノ二、第  
七二條の規定、その他相當数の規定が  
これでありま

以上を、國家公務員に基く法令或  
いは人事委員会規則等が逐次整備さ  
れ、恩給法の規定の中で或いはこれら  
の法令規則と矛盾、抵触するものを生  
じたやうな場合には、それらの規定に  
矛盾する恩給法の規定の効力がなくな  
るようによめ措置いたしましたと共に、  
又簡單な字句の修正及び不要となつた  
條項の整理等をいたそうとするのであ  
ります。第八十二條ノ二の規定等の改  
正規定等がこれでありま

以上が本案を提出するに至りました  
理由であります。尙詳細なことにつ  
きましては御質問に應じまして御説明  
いたしたいと存じます。

○理事(谷口三郎君) 次に國家公務  
員共済組合法案について提案理由の説  
明を願います。政務次官、  
○政府委員(森下盛一君) 國家公務員  
共済組合法案に關する提案理由を御説  
明申し上げます。  
先ず初めに申上げなければなりません  
のは、現行の政府職員共済組合法令  
は昭和二十二年法律第七十二号によ  
りまして、暫定的に法律たる効力を認め  
られておりますが、近くその期限が  
満了いたしますので、新たに共済組合  
の組織とか、その活動とかを律します

る統一な法律を制定する必要が生じ  
まして、ここに從來の根拠法規を統一  
して、國家公務員共済組合法を制定す  
ることとした次第であります。  
先ず國家公務員共済組合法の内容に  
ついてであります。大別いたします  
と、大体四處ぐらゐになるかと考へら  
れます。

その第一は、組合の人格及び運営に  
關する点であります。即ちこの法律に  
おきましては、共済組合を法人とい  
はしまして、權利義務の歸屬を明確なら  
しめ、各省各廳の長がその組合を代表  
し、その事業を執行することにしたし  
ました。これらの各省各廳の長は、こ  
の法律に基いて運営の準則とも申すべ  
き運営規則によりまして、共済組合の  
運営を行うことになっております。

第二は、組合の運営機構において、  
その民主的運営を因るために運営審議  
会の制度を設けまして、組合員をして  
その運営に参加させる方法を講じます  
と共に、又給付の決定とか、掛金の徴  
收とかについて、異議がある組合員の  
苦情を処理するために、大藏省及び各  
現業廳に共済組合審査会を設けました  
点でございます。運営審議会はその委  
員を組合員の代表者から選びまして、  
運営規則の制定改訂とか、重大な財産  
上の処分とか、その他重要事項を審議  
し、種々各省各廳の長の諮問に應じ、  
又建議できるものであります。又共済組  
合審査会は、組合を代表する委員、政  
府を代表する委員公益を代表する委  
員、各同政から成る審査委員により構  
成せられまして、苦情の公正な処理を  
図ることになっております。

第三は、組合の行います給付につ  
いてであります。その從來のものとは比  
較し、改正された点の大略を申上げま  
すと、第一に健康保険給付に相當する  
給付につきましては、健康保険法改正  
案と実質的の權衡を図るため給付を増額  
いたしました。第二に、退職給付、庶  
疾給付、遺族給付につきましては、現  
在までは終戦前の俸給程度のものに基  
準俸給といはしておりましたのを、退職  
當時現に受ける俸給に改めました。第  
三に、甲府金、家族甲府金の給付であ  
りますが、これは現在鉄道共済組合の  
みに行われておるのであります。こ  
れを他の組合にも一律に行わめること  
にいたしますと共に、災害見舞金を  
以前より若干増額いたしました。第四  
は、休業給付を設けまして、法定の止  
むを得ない欠勤の場合に、俸給に代る  
手当を支給することいたしました。

組合の給付につきましては、現在はその  
種類や額が組合によつて異なつてお  
るのであります。この法律によりま  
して、公務員は組合から統一した給付  
を受けられることになつたのでありま  
す。

次に申上げますのは、國庫負担金で  
あります。これは民間の社会保険と  
權衡を取りまして、短期給付につ  
いては五割、長期給付については五割五分  
をそれ、國庫が負担すると共に、組  
合の事務に要する費用は國庫が負担す  
ることになっております。これに要  
します財源は、すでに本年度予算に計  
上せられ、御審議を願つております。  
以上述べました点の外、特に附加え  
て申上げなければなりませんのは、地  
方職員のおきまして、共済組合の組合員  
となりま

当する金額の支給を停止することになる  
つておるのでありますが、現行法にお  
任し、これを、恩施行令に規定してい  
るのでありますが、最近の立法形式の  
の組織とか、その活動とかを律します  
第三は、組合の行いませ給付につい  
てありますが、その従来のものと比

であります、地方職員でも、従来共  
済組合に加入しておりました系統の職  
員は、地方公共団体におきまして、こ  
れに代る施設ができますまでは、この  
法律により共済組合の組合員とな  
ることにいたしました。

又恩給法との関係であります、こ  
の法律に規定いたします給付は、國に  
使用せられ、國庫から報酬を受ける全  
職員に對し行ふことを原則といたしま  
すが、現在恩給法の適用を受ける公務  
員及び準公務員並びに非現業の雇傭人  
につきましては、当分の間、退職給付、  
療疾給付及び遺族給付等の長期給付  
は、これを行わないこととしたしてお  
ります、この中恩給法の適用を受け  
ます公務員及び準公務員につきましては、  
恩給法改正の際考慮することとな  
つておりました、更に非現業雇傭人に  
つきましては、本年度中に成案を得て  
実施に移したいと考えております。

速かに御審議をお願い申し上げます。  
尙皆様の御審議にも出席すべき管で  
あります、他の会議に出席を要請さ  
れておりますので、担当の今井給與局  
長が御質疑にお答えいたしますから、  
どうぞ申渡いたしますことを御了承願  
いいたします。

○理事(谷口彌三郎君) 次に理容師法  
特例案につきまして先ず提案理由の説  
明をして頂きます。  
○政府委員(松松壽子君) 只今議題と  
なりました理容師法特例案の提出理由  
を申し上げます。

理容師法が制定せられました結果、  
同法第二條及び第三條の規定により、  
学校教育法第四十七條の資格を有しな  
い者、即ち國民学校高等科卒業以下の  
者は、都道府縣知事の行う理髪試験及  
び美容師試験の受験資格がないこと  
なつたのであります、従来から理容  
師になる目的で徒勞見習中の者には、  
特例を設けて、二年間を限り、受験資  
格を認める必要があり、且つ都道府縣  
知事の指定した理容師養成施設に現  
在學しているものに対しては、卒業後  
の免許資格を附與する必要があるま  
す、これがこの法律案を提出する次第  
でございます、どうぞ御審議の上速か  
に可決されんことを希望いたします。

○理事(谷口彌三郎君) 理容師法特例  
案につきまして、その内容の説明をし  
て頂きます。  
○政府委員(三木行治君) 内容を極く  
簡単に御説明申し上げます。理容師法特  
例の第一條におきましては、昭和二十  
三年一月一日現在、即ち理容師法施行  
の時にございまして、都道府縣知事が従  
前の命令の規定によりまして、認可し  
又は指定いたしました理容師の養成施  
設であつて、この養成施設には当然卒  
業後免状が貰えるというものと、貰え  
ないというものと二種類の学校があ  
るのであります、その卒業により理  
容師の免許資格を與えられていたもの  
において修業中であつた者に対して  
は、この理容師法の学校教育に關する  
規定に拘わらず、その養成施設の定め  
る教育課程を修了した時には、都  
道府縣知事の免許を受けて理容師にな  
ることができ、即ち六・三制の学校  
を出ておりました、そしてこの指定し  
た学校を出ておられる者につきましては、  
理容師法の定めるところによりまし  
て、当然無試験免状があるのでありま  
すが、六・三制の学校を出ないで、そ  
して一月一日現在養成施設に修業中であ  
つた者を救ふと、こゝういふ趣旨で

○理事(谷口彌三郎君) 第二條は、本年一月一日、現に理容  
師になる目的で理容所におきまして理  
髪又は美容業の補助的業務に従事し  
ていた者、又は理容師の養成施設で修  
業中であつた者に、理容師法第二條第  
二号又は第三條第二号の規定に拘わら  
ず、昭和二十五年六月三十日まで、  
理髪師試験又は美容師試験に合格した  
時は、都道府縣知事の免許を受けて理  
容師になることができる、というわけ  
でございます、昭和二十五年六月三  
十日まで、現行法によりまして試験資  
格はないけれども、特に救済をしよう  
ということでございます、この特例に  
よりまして、救済せられます人員は、  
理髪師におきまして約万二、理容師に  
おきまして約五千という見込ござい  
ます。

○理事(谷口彌三郎君) これから理容  
師法特例案につきましての質疑應答を  
始めたいと思ひます。  
○中平常太郎君 ちよつと政府にお尋  
ねしたいのでありますが、近頃理容師  
法の一部を改正する法律案に対する、  
巷間いろいろな反対意見が文藝で議員  
の手許に送られておるのであります、特  
に、この特例案は別であります、特  
例案以外に、理容師法の一部を改正す  
る法律案を厚生省は作つておられるの  
でありますが、私寡聞にしてまだ聞か  
ないものであります、これがすでに世  
間に洩れて、こゝういふふうなことがい  
ろ／＼論議されておるのであります、こ  
うか、全く架空なことでありましか  
ら、お伺いしたいのであります。

○政府委員(三木行治君) 厚生省とい  
たしましては、この特例以外に理容師  
法の改正を只今は考慮いたしておりま  
せん。  
○中平常太郎君 分りました。  
○河崎ナツ君 やはりそれに類似した  
ことでございますが、今電報で随分沢  
山理容師、理髪師の立場から今度の改  
正に反対と言つて來るのですが、私は  
これを拜見して反対する必要は認めな  
いのですが、何から實際法案の動かし  
方につきましては、反対するような、こ  
ういふ問題が、或いは落ちておるので  
はないかということがございまいしや  
うか。

○政府委員(三木行治君) この理容師  
法特例につきましては御覽の通りであ  
りまして、反対する理由はないと思  
つてございしますが、聞くところによ  
りますと、國會提出でいて、理容師法の  
改正をお考えになつておる。そこでそ  
の理容師法改正の内容は、学校制度一  
本槍でやつて行きたいというような  
点、及び卒業いたしました一年間付突  
地修練をやらしめて、然る後に免許を  
與えるという点にあるように存するの  
でございます。ただ政府といたしまし  
ては、これらの案が上程された際に、非  
常に短期間に学校制度一本槍でやれ、  
学校施設を拡充しろとおつしやいまし  
ても、その点につきまして責任を負  
つておる次第でございます、尙教育制度一  
本槍でやつて行くこととは、これは  
は拙學でやらないという者、或いは營  
業自由の原則というふうなものに照ら  
して、どうであるかというふうなこと、  
更に修練という問題に、理髪師の技術  
の問題でございますので、そこまで法  
律で以て監督して行くものであるかと  
りか、本法案の当初の目的は、公衆

衛生上の危害を除くことを主眼とした  
ものであります、本来理髪師の技術  
の問題につきまして、大衆が批判し  
て、以て自由競争を管せることが適  
当ではないかと、私共立案いたしました  
た当時には考へておつたのでありま  
す。それらの点につきましては、國會  
御提案の御趣旨と多少相異があるので  
あります。國會の御意思によりまして  
決まりますれば、政府といたしまして  
は、それに従ふのが當然であると、さ  
うに考へておる次第でございます。

○意見書(三木行治君) 第一條の關係で利益を  
受ける者はどのくらいですか、先づき  
のお話では第二條によつて理髪師が二  
万、理容師五千とおつしやいましたが、  
○政府委員(三木行治君) 両方合せて  
です。  
○理事(谷口彌三郎君) 他に御質疑あ  
りませんか。定数が足りませんが、  
後で人数が集つたところで討論採決を  
いたすことにはいたしました、それでは  
次に麻薬取締法案、大麻取締法案の一  
括質疑に移りたいと思ひます。御  
異議ありませんか。

○理事(谷口彌三郎君) それでは麻薬  
取締法案、大麻取締法案について質疑  
應答を始めます。質疑のあります方は  
どうぞ……  
○中平常太郎君 大麻取締法案の第五  
條であります、第五條の第二項に、  
一、二、三とありますが、「一、麻薬又  
は大麻の中毒者、二、禁錮以上の刑に  
処せられた者、三、禁治産者、準禁治  
産者又は未成年者」とございしますが、  
この三つを以て大麻を取扱ふにふさわ  
しくないと思へるようであり、  
が、それ以外に重要な問題が落ちては

○理事(谷口彌三郎君) 「異議なし」と呼ぶ者あり」  
○理事(谷口彌三郎君) それでは麻薬  
取締法案、大麻取締法案について質疑  
應答を始めます。質疑のあります方は  
どうぞ……  
○中平常太郎君 大麻取締法案の第五  
條であります、第五條の第二項に、  
一、二、三とありますが、「一、麻薬又  
は大麻の中毒者、二、禁錮以上の刑に  
処せられた者、三、禁治産者、準禁治  
産者又は未成年者」とございしますが、  
この三つを以て大麻を取扱ふにふさわ  
しくないと思へるようであり、  
が、それ以外に重要な問題が落ちては

○理事(谷口彌三郎君) それでは麻薬  
取締法案、大麻取締法案について質疑  
應答を始めます。質疑のあります方は  
どうぞ……  
○中平常太郎君 大麻取締法案の第五  
條であります、第五條の第二項に、  
一、二、三とありますが、「一、麻薬又  
は大麻の中毒者、二、禁錮以上の刑に  
処せられた者、三、禁治産者、準禁治  
産者又は未成年者」とございしますが、  
この三つを以て大麻を取扱ふにふさわ  
しくないと思へるようであり、  
が、それ以外に重要な問題が落ちては

いないか。つまり身体上の欠陥者がここに附いていないように思うのであります。例えは精神病者、或いは白痴に近い者、その外、認めて以て一般人に劣るような状態におる者などは、外の法律ではいろいろ問題を取扱うことができないように、そんな者はなつておるが、この大麻だけは、その人がそういうものを取扱うてよろしいかどうか。これが各号の一に該当する者には、大麻取扱者の免許を與えないとありますが、身体上の欠陥が起きて来る者は、大麻取扱者の免許が與えられるのであります。この点をほつきりしたいと思ひます。御説明願ひます。

○政府委員(久下勝次君) 私から只今の御質問に對してお答え申し上げます。第五條の第二項に掲げましたのは、絶対的に大麻取扱者の免許を與えない者を掲げたのでございまして、御引例になりました精神病者等につきましては、許可の場合に考慮をいたしたいと思つておるのであります。御参考にお上げますけれども、従前は精神病者法等におきましても、従前は精神病者に絶対に免許を與えない取扱にいたしておりましたが、今回の新しい法律案におきましては、これを相対的な資格事項として取扱うことになりまして、免許を與えることもあり、與えないこともあるというような場合にいたしておりますので、それは本條の二項には該当しないものであります。この法律の考え方では、第五條の許可をいたします場合に十分考慮をいたしたいと思つております。

○中平常太郎君 それでは、法律にならぬところの重要問題を何でお決めになるのですか。法律は人権の擁護に欠く

るところがあつてはならないのであります。法律の條文に禁止してないものが政令で勝手に禁止されるのであります。何故に、その身体上の欠陥甚しい者に対しては、やはり大麻のごとき極めて重要なものを取扱わせない、免許を與えないということが法案になぞお示しすることができないのか。その許可を申請したときに勝手に主務省の方で與えたり、或いは與えなかつたり、勝手にするとは私は受取れないのであります。やはり何か準拠すべきものがあつて、そういうことがなされるべきものと思つておられますが、それはどういふ標準を、何によつてお作りになるのでありますか。

○政府委員(久下勝次君) お話の通り、私が先程申し上げましたような事例は、或いは法律に響く方が正しいと思つておられますけれども、實際問題といたしまして、大麻の取扱をいたします者というのは、殆んど大部分が農民でございまして、そういう事例は比較的少いと思われまふことと、精神病者でありますれば、必ずそれに代るべき者が、實際農業に携わつておるものと考へらるるので、特別に法規の上になつたのでございまして、ただ従來の扱ひも、免許をやるかやらんかというようなときに十分考慮をいたしたいと思ひます。若しさうな者が免許を申請して参りましたならば、こちらの方でよくお話をいたしまして、そして更に別の同一月内にある適當な者から申請をすることなしに措置ができるものと考へて、かようにいたした次第でございまして。

○中平常太郎君 まだ不足でございませうけれども、その次に移りまして、第九條に届出の手数料が書いてありますが、これはいつ頃案を作られたか知らんけれども、大麻栽培者は六十円、大麻研究者は五十円と書いてあります。それから第十一條の二に、免許証を紛失した場合の再交付申請の者は、手数料として十円國庫に納めなければならぬとありますが、こういう問題はやはり時勢に應じたように、もう少し増額してはどうかと私思ふのです。大体免許証を捨てて再交付を受ける者は、受益者がそれだけの責任があるわけでありまして、これはそんなに遠慮せいで、十円なんかという錢は實際井一つ買えない。それを主務省へ申請するに、各種の段階を通じて漸く厚生大臣の所に行くのですね。そうして行つてそれが免許証を貰うという場合に、たつた十円の印紙を貼るだけで貰うというものは、そんなみずから捨てたところの責任はどこにあるか。十円といふものはいつ考へられた数字か知らんが、これは何年前かに考へたままで置いてあるのではなからうかと思つておられますが、こういうことに対して、大麻栽培者が六十円といふことを言いますが、薬剤師が年々免許を更新する際も五百円出さなければならぬ。これは大麻の栽培者が六十円、大麻の研究者五十円とありますが、これはもとより百円にしていいのであります。なぜか、大體政府はいつでも、運賃を算定した場合にも何十何錢、一キロ何錢何厘何毛何糸、そういうことをやるんだが、それは理論の上から出て来る数字に相違ないのです。それは腕と力で大

○中平常太郎君 まだ不足でございませうけれども、その次に移りまして、第九條に届出の手数料が書いてありますが、これはいつ頃案を作られたか知らんけれども、大麻栽培者は六十円、大麻研究者は五十円と書いてあります。それから第十一條の二に、免許証を紛失した場合の再交付申請の者は、手数料として十円國庫に納めなければならぬとありますが、こういう問題はやはり時勢に應じたように、もう少し増額してはどうかと私思ふのです。大体免許証を捨てて再交付を受ける者は、受益者がそれだけの責任があるわけでありまして、これはそんなに遠慮せいで、十円なんかという錢は實際井一つ買えない。それを主務省へ申請するに、各種の段階を通じて漸く厚生大臣の所に行くのですね。そうして行つてそれが免許証を貰うという場合に、たつた十円の印紙を貼るだけで貰うというものは、そんなみずから捨てたところの責任はどこにあるか。十円といふものはいつ考へられた数字か知らんが、これは何年前かに考へたままで置いてあるのではなからうかと思つておられますが、こういうことに対して、大麻栽培者が六十円といふことを言いますが、薬剤師が年々免許を更新する際も五百円出さなければならぬ。これは大麻の栽培者が六十円、大麻の研究者五十円とありますが、これはもとより百円にしていいのであります。なぜか、大體政府はいつでも、運賃を算定した場合にも何十何錢、一キロ何錢何厘何毛何糸、そういうことをやるんだが、それは理論の上から出て来る数字に相違ないのです。それは腕と力で大

○政府委員(久下勝次君) 私からお答え申し上げます。実は大麻栽培者及び研究者の手数料の額でございまして、主としてこれは大麻栽培者に關係することとでございまして、従來は三十円でありましたけれども、今度の法律案ではその倍額にいたしておるのであります。実は大麻といふものは、一方におきまして國內の纖維資源として非常に重要ものでございまして、その意味におきまして、農林省当局におきまして非常に關心を持つておることとでございまして、現在大麻栽培の許可を得る範圍が、連合軍當局の指令によりまして、五千町歩が許されておるのであります。ところが、實際に栽培の許可をいたしました所はまだ三千八百町歩に足りないという事情で、これをできるだけ多く栽培して貰うというようなことから、農林当局におきまして、これを是非できるだけ安くして欲しいという、きつ御註文がございまして、相手は零細な栽培地を持つ農家も含まれておりますので、この程度にいたしたのでございまして。

○中平常太郎君 それはよく分るようになります。それでは、残りいろいろものに派山の手取料を取るの如何かという考慮から、先程免許の手取料について申し上げましたと同様な考え方、今日的情勢に合ふようなこととでございませうか。

○政府委員(久下勝次君) 私からお答え申し上げます。実は大麻栽培者及び研究者の手数料の額でございまして、主としてこれは大麻栽培者に關係することとでございまして、従來は三十円でありましたけれども、今度の法律案ではその倍額にいたしておるのであります。実は大麻といふものは、一方におきまして國內の纖維資源として非常に重要ものでございまして、その意味におきまして、農林省当局におきまして非常に關心を持つておることとでございまして、現在大麻栽培の許可を得る範圍が、連合軍當局の指令によりまして、五千町歩が許されておるのであります。ところが、實際に栽培の許可をいたしました所はまだ三千八百町歩に足りないという事情で、これをできるだけ多く栽培して貰うというようなことから、農林当局におきまして、これを是非できるだけ安くして欲しいという、きつ御註文がございまして、相手は零細な栽培地を持つ農家も含まれておりますので、この程度にいたしたのでございまして。

○中平常太郎君 それはよく分るようになります。それでは、残りいろいろものに派山の手取料を取るの如何かという考慮から、先程免許の手取料について申し上げましたと同様な考え方、今日的情勢に合ふようなこととでございませうか。

○政府委員(久下勝次君) 私からお答え申し上げます。実は大麻栽培者及び研究者の手数料の額でございまして、主としてこれは大麻栽培者に關係することとでございまして、従來は三十円でありましたけれども、今度の法律案ではその倍額にいたしておるのであります。実は大麻といふものは、一方におきまして國內の纖維資源として非常に重要ものでございまして、その意味におきまして、農林省当局におきまして非常に關心を持つておることとでございまして、現在大麻栽培の許可を得る範圍が、連合軍當局の指令によりまして、五千町歩が許されておるのであります。ところが、實際に栽培の許可をいたしました所はまだ三千八百町歩に足りないという事情で、これをできるだけ多く栽培して貰うというようなことから、農林当局におきまして、これを是非できるだけ安くして欲しいという、きつ御註文がございまして、相手は零細な栽培地を持つ農家も含まれておりますので、この程度にいたしたのでございまして。

○中平常太郎君 それはよく分るようになります。それでは、残りいろいろものに派山の手取料を取るの如何かという考慮から、先程免許の手取料について申し上げましたと同様な考え方、今日的情勢に合ふようなこととでございませうか。

○政府委員(久下勝次君) 私からお答え申し上げます。実は大麻栽培者及び研究者の手数料の額でございまして、主としてこれは大麻栽培者に關係することとでございまして、従來は三十円でありましたけれども、今度の法律案ではその倍額にいたしておるのであります。実は大麻といふものは、一方におきまして國內の纖維資源として非常に重要ものでございまして、その意味におきまして、農林省当局におきまして非常に關心を持つておることとでございまして、現在大麻栽培の許可を得る範圍が、連合軍當局の指令によりまして、五千町歩が許されておるのであります。ところが、實際に栽培の許可をいたしました所はまだ三千八百町歩に足りないという事情で、これをできるだけ多く栽培して貰うというようなことから、農林当局におきまして、これを是非できるだけ安くして欲しいという、きつ御註文がございまして、相手は零細な栽培地を持つ農家も含まれておりますので、この程度にいたしたのでございまして。

○政府委員(久下勝次君) 私からお答え申し上げます。実は大麻栽培者及び研究者の手数料の額でございまして、主としてこれは大麻栽培者に關係することとでございまして、従來は三十円でありましたけれども、今度の法律案ではその倍額にいたしておるのであります。実は大麻といふものは、一方におきまして國內の纖維資源として非常に重要ものでございまして、その意味におきまして、農林省当局におきまして非常に關心を持つておることとでございまして、現在大麻栽培の許可を得る範圍が、連合軍當局の指令によりまして、五千町歩が許されておるのであります。ところが、實際に栽培の許可をいたしました所はまだ三千八百町歩に足りないという事情で、これをできるだけ多く栽培して貰うというようなことから、農林当局におきまして、これを是非できるだけ安くして欲しいという、きつ御註文がございまして、相手は零細な栽培地を持つ農家も含まれておりますので、この程度にいたしたのでございまして。

いところの重要問題を何で決めるのか。法律は人権の擁護に欠く

だが、それは理論の上から出て来る致に相違ないので。それは腕と力で大

で簡単にやつておるのであります。従

協賛をすることにいたしてあるのでござ

つたような麻薬中毒患者が、これを吸

も出ていない。以前の條文、旧法には

○政府委員(久下勝次君) 麻薬中毒患

か非常に面倒なような感じを一般が受

○小杉イネ君 第二十五條の「麻薬製

は、余りこれを厳密に短い期間毎にや

○重葉園君 そうすると、先程申上

○重葉園君 そうしますと、その施

○政府委員(久下勝次君) 私共も御指

○政府委員(久下勝次君) 御引例にな

○重葉園君 そうしますと、大麻の

○重葉園君 現在大体麻薬中毒患者

○三本治君 大麻が繊維にまでなつ

○委員(坂本重蔵君) ちよつと速記

○政府委員(久下勝次君) 御引例にな

○重葉園君 そうしますと、大麻の

○重葉園君 現在大体麻薬中毒患者

○三本治君 大麻が繊維にまでなつ

○委員(坂本重蔵君) ちよつと速記

○政府委員(久下勝次君) 御引例にな

○重葉園君 そうしますと、大麻の

○重葉園君 現在大体麻薬中毒患者

○三本治君 大麻が繊維にまでなつ

○委員(坂本重蔵君) ちよつと速記



○委員長(兼本館長) 御異議ないものと認めます。尙本院規則第七十二條

「異議なし」と呼ぶ者あり」  
 どうかについて、医師の健康診断を受けるよう努めなければならぬとあり、妊産をした者は、これは児童

れが全国の医師会、保健婦などに十分なる徹底をなす時間があるまい。それで政府におきましても、この七月一

の病室に搬入し、その死亡原因の六〇%が結核の併発によるものであることは統計を見ても明らか

であります。然るに多数の同胞をこの病より救うべく、この耐え難き苦悩を堪えて療養所に一生を送る患者にとつて、唯一の希望は所内の改善にあるので、一、食費の増額及び国立療養所に於ける結核と「らい」との差別待遇撤廃、一、療養所の医師、看護婦の増員、一、入所患者の教育、一、所内の慰安施設の確立、これらを実施されたいとの趣旨であります。右の陳情の中、星塚敬愛園は去る三月上旬、厚生委員数名が九州地方の厚生状況を視察の際にも当園の実状を視察しており、先に委員会においての視察報告の中にも、本陳情の趣旨は十分報告されて、政府よりも善処する旨の答弁がありました。更に今回この陳情が出ておりますので、改めて厚生省当局より実情を聴取しましたところ、国立療養所の中、特にらい療養所につきましては、その改善に鋭意努力しておるのであります。が、予算関係で意のごとくならず、漸く本年度に至りまして多少なりとも改善され、食費につきましては、従来は結核患者は、一日十八円五十銭、らい患者については十五円五十銭でありましたが、本年度は、結核患者もらい患者も同様で、一日二十六円四十銭に引上げました。次に医師、職員、看護婦の増員、慰安施設等の諸点については、予算面に困難な事情があるため、現在遺憾の状態であるのが実情であります。又教育の点は、現在所内に教室を設け、患者の中から資格のある者を教師としておりますが、設備の点で甚だ不完全であるという答弁がありました。本小委員会としては、本陳情の趣旨は極めて妥当なものと見て、議院の会議に付して内閣へ送付すべきものと

と決定いたしました。陳情文書表第四百四十一号、らい患者保護法制定に関する陳情、これは鹿児島県国立療養所星塚敬愛園よりの陳情であり、多数の同胞をらいの感染から防御するため、らい予防法が制定せられておるが、同時に不幸にしてこの患むべき病に悩み、終生療養所に隔離されるらい患者を安全に保護するために、らい患者保護法の制定の必要があるとの趣旨であります。これに對しまして厚生省当局より意見を聴取いたしましたところ、近々らい予防法が改正されるので、そのときは是非考慮したいとのことと、本陳情の願意の大体は妥当なものとして、議院の会議に付して内閣へ送付すべきものと決定いたしました。

請願第八百十六号国立長野療養所上由分院の移轉に関する請願、紹介議員は内村清次であります。右の請願は、国立療養所上田分院は、旧日本医療團の施設でありまして、本分院は一般住宅を轉用したもので、設備が極めて不完全である上に、一般民家と隣接して居るので、感染拡大の危険性があり又結核予防の本旨に添わないので、地元民側と病院側と協議の上、療養所として絶好の条件を具備する上田市菅の報恩寮の建物を中心として、速かに移轉を実現せられ、地元民の生活安定、患者の完全なる療養生活を営ましめられたいという趣旨であります。これに對しまして政府当局より意見を聴取いたしましたところ、この上田分院は旧日本医療團が、戦時中に十万床の拡充計画に基いて、民家を買収して結核患者を收容するために設置したものであるが、昨年四月より風營に移管し

て運営しているもので、設備、環境等については療養施設としては適当でないことは承するが、移轉先の報恩寮は收容人員も極めて少く、且つこれを母体として新設拡充することは、現在の國情としては実現困難であるので、よき実情を調査して計画したいと、この答弁でありました。本小委員会としても、本請願の願意の大体は妥当なもの、あるのでできるだけ早い機会にこれが実現に努められるよう政府に要求しまして、議院の会議に付して内閣へ送付すべきものと決定いたしました。

請願文書表第五百十五号、医業類似行為者のあん摩、はり、きゅう、施術禁止に関する請願、同じく請願文書表第七百三十五号、これはいずれも紹介議員は小林勝馬君であります。この請願の趣旨は、医業類似行為者があん摩、はり、きゅう、柔道整復業法に定められた療法の類似の行為を行つておるから、同法の趣旨に反しないように、これを禁止されたいというのが趣旨であります。これに對しまして当局に実情を質しましたところ、今までは都道府縣廳において取扱つて来たのであります。が、この方面の専門家がおらず、徹底しなかつたので、今後は各保健所単位に監督することとなつたので、区域的に徹底すると思つたので、区役所に徹底すると思つたので、本請願の願意の大体は妥当なものとして、議院の会議に付して内閣へ送付すべきものと決定いたしました。

請願文書表第七百十七号、國民健康保険事業費國庫補助に関する請願、紹介議員は島津忠彦君であります。陳情文書表第四百三十六号、陳情文書表第三百七十六号、國民健康保険制度改革に関する陳情、右の請願、陳情は、いずれも國民健康保険に関するものであり、六月八日委員会において御報告申し上げれ請願、陳情と全く同様の意味のものでありますので、本小委員会として内閣へ送付すべきものと決定いたしました。

陳情文書表第四百四号、事務局設置に関する陳情、右の陳情も、前回御報告申し上げましたものと同様であります。以上簡潔であります。が、医療制度調査に関する小委員会における請願、陳情の審議の結果を御報告申し上げます。次第であります。

○委員長(兼本館長) 只今御報告になりました藤森小委員長の報告を、報告通り決定することに御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり」

○委員長(兼本館長) 御異議ないものと認めます。さうして決定いたします。本日はこれを以て散会いたします。明日は午前十時より開会いたします。午後零時十八分散会

出席者は左の通り。

委員長 塚本 重藏君  
理事 谷口彌三郎君  
委員 河崎 ナツ君  
中平常太郎君  
三木 治朗君  
草葉 隆圓君  
中山 壽彦君

國務大臣 厚生大臣 竹田 儀一君  
政府委員 厚生政務次官 赤松 常子君  
大藏政務次官 森下 政一君  
総務局長 三橋 則雄君  
（総務局長）  
厚生事務官 高崎 太一君  
（保健局長）  
厚生技官 三木 行治君  
（公衆保健局長）  
厚生技官 濱野規矩雄君  
（子防局長）  
厚生事務官 久下 勝次君  
（医務局長）

藤森 眞治君  
井上なつと君  
小杉 イ子君  
坂井 伊介君  
山下 義信君  
米倉 龍也君

○山下委員 保健所行政と本法案との関係如何。  
○事務政府委員 此の法案の建前と致しまして、都道府縣知事が実施責任者となつておりますが、保健所法に依りましてその権限の大部分を保健所長に委任することになります。従ひまして保健所は性病予防の第一線機關と言ふことが出来るのであります。即ち医師に對しましては指導監督と努力をなし患者に對しては接触者調査を行ひ、治療を実施すると共に必要に應じて強制的に健康診断、治療入院、入所命令を出し得るのであります。その性病の知識普及を積極的に行うことでもあります。

りや。  
○喜多政府委員 現在公衆保健局に於つ指導致しておりますが厚生省機構改革に依り予防局の所掌となる予定で此の法案の実施遺憾になきを期してあります。

○山下委員 医師の公約事務に就て保健所長の指示権をなす考へなりや。  
○喜多政府委員 前に申し上げました通り都道府縣知事の委任を受けまして保健所長は充分指導監督し得るわけでありませう。

○山下委員 緑風会の修正意見の説明尙之は法律改正とまで行かなくても政令、省令等で取入る事が出来たらそれで結構なのであります。  
○中華委員 社会党の修正意見の説明  
○厚生大臣 先日來連日に亘りまして本法案に就きまして慎重御審議致しまして政府と致しまして誠に有難く厚く感謝致しをる次第で御座います。尙本日先程から本法案に対して誠に有益なる御意見を承り御指摘の点御尤もと存せられるのであります。性病予防は従來行われて來た風俗習慣より見ますとこれの運営に於てよろしく行ふことが必要でありまして法案の内容は現在の國民感情より致しましてこの程度とし漸進的に修正意見のような措置を進めて行きたいと存じます。その実施については御意見の点を十分參酌致しまして慎重に実施する様措置する考へであります。

中平委員の意見に対して若干説明致すべしと、第八條、第九條の健康診断を行ひますには現在の保健所の施設及び人材に於て皆様の御要求に應ずることとは出来かねます。

政府と致しましては極力思想普及等の教育を十分致しまして健康診断を受ける様奨励致しますと共に施設の拡充に努力致しまして受入態勢完備の上で御希望に副いたたいと考へております。

次に罰則の点に付きましては初犯者ががこの罰則の適用を受けますと既に過ぎると云うこととありますが之は法務当局とも諒解を得ていますが之は同一情状によりまするもので初犯にして最高刑を課せられることはないと思ひますし執行猶予の事も十分考へられませう。

○山下委員 一、第八條は道徳規定として是非置かなければならぬか。二、保健所の健康診断に於て封かん葉書のみでは追求めぬか。三、強制健康診断の費用は何故徴収するか。四、婦人の健康診断の場合、保健婦、看護婦等婦人吏員を立合せること。  
○厚生大臣 四つの問題に対しては御質問の如く実施致します。

○防疫課長 一、婚姻の場合の健康診断については再三國會に対して請願もあり又陳情もありましたのでその意志をとり入れると同時に教育的効果からどうしても存置したいのであります。二、性病の病毒に接触したと疑われる者に対しては先づ当初は封かん葉書をもつて保健所長から医師の健康診断を受くべきことを勧奨を致します。三、強制健康診断の費用は國に於て負担すべきと存じますが現在の同家財政よりして大蔵当局とも充分協議をとげた結果支拂能力のあるものよりは徴収すべきものであると存じますので斯く規定したのであります。

○委員長 二十六條の場合は十一條より來る処罰規定であるから心配ないが

逕常習者のみと云うが十條も含まれると思ふが如何。  
○防疫課長 さうであります。  
○山下委員 第七條の医師が居住の場所の変更は医師が知つた場合に限るが。

○防疫課長 政府もその通りに解してあります。  
六月二十五日日本委員会に左の事件を付託された。

一、健康保險法の一部を改正する法律案(第九十一号)  
一、温泉法案(第九十二号)  
一、い、獸処理場に関する法律案(第九十三号)

同日予備審査のため、本委員会に左の事件を付託された。  
一、船員保險法の一部を改正する法律案(予第九十一号)  
一、理容師法の一部を改正する法律案(予第九十五号)

健康保險法の一部を改正する法律案  
健康保險法の一部を改正する法律案  
健康保險法(大正十一年法律第七十號)の一部を次のように改正する。  
「主務大臣」を「厚生大臣」に改める。  
第一條 健康保險ニ於テハ保險者ガ被保險者ノ業務外ノ事由ニ因ル疾病、負傷若ハ死亡又ハ分娩ニ關シ保險給付ヲ爲シ併セテ被保險者ニ依リ生計ヲ維持スル者(以下被扶養者ト稱ス)ノ疾病負傷、死亡又

ハ分娩ニ關シ保險給付ヲ爲スモノトス  
前項ノ被扶養者ノ範圍ハ被保險者ノ直系尊屬、配偶者、届出ヲ爲サザルモ事實上婚姻關係ト同様ノ事情ニ在ル者ヲ含ム以下之ニ同ジ)及ビ子ニシテ専ラ其ノ者ニ依リ生計ヲ維持スルモノ並ニ其ノ被保險者ト同一世帯ニ屬シ専ラ其ノ者ニ依リ生計ヲ維持スル者トス  
第二條第一項中「又ハ俸給及之ニ準スヘキモノヲ謂フ」を「俸給、手当又ハ賞與及之ニ準ズベキモノヲ謂フ但シ臨時ニ受クルモノ及三月ヲ超ル期間毎ニ受クル手当又

標準報酬ノ等級	標準報酬月額	報 酬 月 額
第一級	三百圓	四百五十圓未満
第二級	六百圓	四百五十圓以上七百五十圓未満
第三級	九百圓	七百五十圓以上千五百圓未満
第四級	千二百圓	千五百圓以上千三百五十圓未満
第五級	千五百圓	千三百五十圓以上千六百五十圓未満
第六級	千八百圓	千六百五十圓以上千九百五十圓未満
第七級	二千圓	千九百五十圓以上二千二百五十圓未満
第八級	二千四百圓	二千二百五十圓以上二千五百五十圓未満
第九級	二千七百圓	二千五百五十圓以上二千八百五十圓未満
第十級	三千圓	二千八百五十圓以上三千圓未満
第十一級	三千三百圓	三千圓以上三千四百五十圓未満
第十二級	三千六百圓	三千四百五十圓以上三千七百五十圓未満
第十三級	三千九百圓	三千七百五十圓以上四千圓未満
第十四級	四千二百圓	四千圓以上四千三百五十圓未満
第十五級	四千五百圓	四千三百五十圓以上四千六百五十圓未満
第十六級	四千八百圓	四千六百五十圓以上四千九百五十圓未満
第十七級	五千圓	四千九百五十圓以上五千二百五十圓未満
第十八級	五千四百圓	五千二百五十圓以上五千五百五十圓未満

び資料に於て皆様の御要求に應ずるこ  
とは出来かねます。

○委員長 二十六條の場合には十一條よ  
り来る処罰規定であるから心配ない賢  
依り生計ヲ維持スル者(以下被扶  
養者ト稱ス)ノ疾病負傷、死亡又

第十七級 五千四百圓百七十圓以上五千二百五十圓未満  
第十八級 五千四百圓百八十圓以上五千五百圓未満

第十九級	五千七百圓百九十圓以上五千八百五十圓未満
第二十級	六千圓二百圓以上五千八百五十圓未満
第二十一級	六千三百圓二百十圓以上六千四百五十圓未満
第二十二級	六千六百圓二百二十圓以上六千七百五十圓未満
第二十三級	六千九百圓二百三十圓以上七千五十圓未満
第二十四級	七千二百圓二百四十圓以上七千五百五十圓未満
第二十五級	七千五百圓二百五十圓以上七千六百五十圓未満
第二十六級	七千八百圓二百六十圓以上七千九百五十圓未満
第二十七級	八千圓二百七十圓以上七千九百五十圓未満

標準報酬ハ被保険者ノ資格ヲ取得  
シタル日ノ現在ニ依リ之ヲ定ム

被保険者ノ報酬ガ其ノ増減アリタ  
ルニ因リ従前ノ報酬日額ニ基キ定  
メラレタル標準報酬ニ該當セザル  
ニ至リタル場合ニ於テハ其ノ報酬  
ニ増減アリタル月ノ翌月ハ報酬ニ  
増減アリタル日ノ初日ナルト  
キハ其ノ月ヨリ其ノ報酬ヲ變更  
ス

第二十條ノ規定ニ依ル被保険者ノ  
標準報酬ニ付テハ引續キ従前ノモ  
ノニ依ル

第三條ノ二 被保険者ノ報酬月額  
左ノ各號ノ規定ニ依リ之ヲ算定ス

一 月、週其ノ他一定期間ニ依リ  
報酬ヲ定ムル場合ニ於テハ被保  
險者ノ資格ヲ取得シタル日又ハ  
報酬ニ増減アリタル日ノ現在ニ  
於ケル報酬ノ額ヲ其ノ期間ノ總  
日數ヲ以テ除シテ得タル額ノ三  
十倍ニ相當スル額

報酬ノ額ヲ平均シタル額

前項ノ規定ニ依リ報酬ヲ定ムル  
被保険者ノ報酬ガ其ノ増減アリ  
タル場合ニ於テハ其ノ日ノ屬ス  
ル月ニ受ケタル報酬ノ額

三 前二號ノ規定ニ依リ算定シ難  
キモノニ付テハ被保険者ノ資格  
ヲ取得シタル日又ハ報酬ニ増減  
アリタル日ノ前一月間ニ其ノ地方  
ニ於テ同様ノ業務ニ従事シ同様  
ノ報酬ヲ受ケタル者ガ受ケル報酬  
ノ額

四 前各號ノ二以上ニ該當スル報  
酬ヲ受ケタル場合ニ於テハ其ノ各  
ニ付前各號ノ規定ニ依リ算定シ  
タル額ノ合算額

五 同時ニ二以上ノ事業所ニ於テ  
報酬ヲ受ケタル場合ニ於テハ各事  
業所ニ付前各號ノ規定ニ依リ算  
定シタル額ノ合算額

第六條に次の一項を加える。  
健康保険組合ニハ所得法人税ヲ課  
セズ

前項ノ規定ニ依リ督促ヲ爲サント  
スルトキハ被保険者ハ納付義務者ニ  
對シ督促狀ヲ發スベシコト場合ニ  
在リテハ督促手數額トシテ十圓ヲ  
徴收ス

一 納入ノ告知書一通ノ徴收金額  
百圓未満ナルトキ

第十二條 國ニ使用セラルル被保險  
者又ハ地方公共團體ノ事務所ニ使  
用セラルル被保險者ニシテ他ノ法  
律ニ基キ共済組合ノ組合員ナル場  
合ニ於テ其ノ被保險者ニ對シテハ

本法ニ依ル保險給付ヲ爲サズ  
前項ノ共済組合ノ給付ノ種類及程  
度ハ本法ノ給付ノ種類及程度以上  
ナルコトヲ要ス

第十三條 左ノ各號ノ一ニ該當スル  
事業所事務所ヲ含ム以下同ジ)又  
ハ事務所ニ使用セラルル者ハ健康  
保險ノ被保險者トス

- (イ) 物ノ製造、加工、選別、  
包装、修理又ハ解體ノ事業
- (ロ) 鑛物ノ採掘又ハ採取ノ事  
業
- (ハ) 電気又ハ動力ノ發生、傳  
導又ハ供給ノ事業
- (ニ) 貨物又ハ旅客ノ運送ノ事  
業
- (ホ) 貨物積卸ノ事業
- (ヘ) 物ノ販賣又ハ配給ノ事業
- (ト) 金融又ハ保險ノ事業
- (チ) 物ノ保管又ハ貸貸ノ事業
- (リ) 媒介介旋ノ事業
- (ヌ) 集金、案内又ハ廣告ノ事  
業
- (ル) 焼酎、酒精又ハ屠殺ノ事  
業
- (二) 國又ハ法人ノ事務所ニシテ常  
時五人以上ノ従業員ヲ使用スル  
モノ

第十三條ノ二 前條ノ規定ニ拘ラズ  
左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ健康  
保險ノ被保險者トセズ

三 季節的業務ニ使用セラルル者  
但シ繼續シテ四月ヲ超ニ使用セ  
ラルベキ場合ハ此ノ限ニ在ラズ

七 生命保險會社ニ使用セラレ保  
險契約ノ募集勸誘ニ従事スル者  
ニシテ常時一定ノ報酬ヲ受ケザ  
ルモノ

リを其ノ資格ヲ喪失シタル日(續  
續シテ保險給付ヲ受ケタル者ニ在リテ  
ハ其ノ給付ヲ受ケザルニ至リタル  
日)ヨリ十日以内ニ被保險者爲スト  
キハ)ニ改め、次の但書及び一項を  
加ふる。

但シ船員保險ノ被保險者(船員保  
險法第二十條第一項ノ規定ニ依ル  
被保險者ヲ除ク)タル者ハ此ノ限  
ニ在ラズ

前項ニ規定スル期限ヲ超過シタル  
後ノ申請ト雖モ被保險者ニ於テ正當  
ノ事由アリト認ムルトキハ之ヲ受  
理スルコトヲ得

第二十一條 前條ノ規定ニ依ル被保  
險者ハ左ノ各號ノ一ニ該當スルニ  
至リタルトキハ其ノ翌日ヨリ其ノ  
資格ヲ喪失ス但シ第四號及第五號  
ノ場合ニ在リテハ其ノ日ヨリ其ノ  
資格ヲ喪失ス

一 被保險者ト爲リタル日ヨリ起  
算シ六月ヲ經過シタルトキ

二 被保險者ガ死亡シタルトキ

三 保險料ノ納付期日後十日ヲ經  
過スルモ保險料ヲ納付セザルト  
キ

四 第十三條又ハ第十五條ノ規定  
ニ依ル被保險者ト爲リタルトキ

五 船員保險ノ被保險者(船員保  
險法第二十條ノ規定ニ依ル被保  
險者ヲ除ク)ト爲リタルトキ

第四十二條ノ二第四項中「主務大  
臣ハ健康保險組合ニ對シ」の下に「組  
合員タル被保險者ノ共同ノ福祉ヲ増  
進スル爲必要アリト認ムルトキハ」  
を加ふる。

第四十三條ノ二第二項を削る。  
第四十三條ノ三 保險醫又ハ保險藥  
劑師ハ醫師、齒科醫師又ハ藥劑師

ニ就キ都道府縣知事之ヲ指定ス  
都道府縣知事前項ノ指定ヲ爲サン  
トスルトキハ當該醫師、齒科醫師  
又ハ藥劑師ノ同意ヲ得ルコトヲ要  
ス

第一項ノ規定ニ依リ指定ヲ受ケタ  
ル保險醫又ハ保險藥劑師ハ命令ノ  
定ムル所ニ依リ健康保險ノ診療又  
ハ藥劑ノ支給ニ關シ都道府縣知事  
ノ指導ヲ受ケベシ

保險醫又ハ保險藥劑師ハ保險醫又  
ハ保險藥劑師タルコトヲ辭スルコ  
トヲ得

前項ノ規定ニ依リ保險醫又ハ保險  
藥劑師ヲ辭セントスル者ハ其ノ辭  
セントスル日以前一月以上ノ豫告期  
間ヲ設ケベシ

第四十三條ノ四 保險醫及保險藥劑  
師ハ懇切丁寧ニ被保險者及被扶養  
者ノ療養ヲ擔當スベシ

保險醫及保險藥劑師ニシテ前項ノ  
規定ニ依ル療養ヲ擔當スルノ責務  
ヲ怠ラタルトキハ都道府縣知事之  
ガ指定ヲ取消スコトヲ得

第四十三條ノ五 保險醫ニ對シ適正  
ナル保險診療ヲ指導シ 其ノ監督  
ヲ圖ル爲メ社會保險診療協議會及地  
方社會保險診療協議會ヲ置ク

前項ノ社會保險診療協議會ノ委員  
ハ保險者ヲ代表スル者、被保險者  
及事業主ヲ代表スル者、醫師及齒  
科醫師ヲ代表スル者並ニ公益ヲ代  
表スル者ニ付中央社會保險診療協  
議會ニ在リテハ厚生大臣、地方社  
會保險診療協議會ニ在リテハ都道  
府縣知事各同數ヲ委嘱ス

前項ノ委員ハ被保險者及事業主ヲ  
代表スル者又ハ醫師及齒科醫師ヲ  
代表スル者ニ付テハ各所屬團體ノ

推薦ニ依ル  
第四十三條ノ六 保險醫若ハ保險藥  
劑師又ハ之ヲ使用スル者ガ療養ノ  
給付ニ關シ保險者ニ請求スベキ費  
用ノ額ハ療養ニ要スル費用トス

前項ノ療養ニ要スル費用ハ厚生大  
臣ノ定ムル所ニ依リ被保險者之ヲ算  
定ス

厚生大臣前項ノ規定ニ依リ定メ  
サントスルトキハ社會保險診療報  
酬算定協議會ノ意見ヲ聽クベシ

第四十三條ノ七 健康保險ニ於ケル  
適正ナル診療報酬を審議スル爲メ社  
會保險診療報酬算定協議會ヲ置ク

社會保險診療報酬算定協議會ノ委  
員ハ保險者ヲ代表スル者、被保險  
者及事業主ヲ代表スル者、醫師及  
齒科醫師ヲ代表スル者並ニ公益ヲ  
代表スル者ニ付厚生大臣各同數ヲ  
委嘱ス

前項ノ委員ハ被保險者及事業主ヲ  
代表スル者又ハ醫師及齒科醫師ヲ  
代表スル者ニ付テハ各所屬團體ノ  
推薦ニ依ル

第四十四條 保險者ハ療養ノ給付ヲ  
爲スコト困難ナリト認メタルトキ  
又ハ被保險者ガ緊急其ノ他已ムヲ  
得ザル場合ニ於テ保險醫及保險者  
ノ指定スル者以外ノ醫師、齒科醫  
師其ノ他ノ者ノ診療又ハ手當ヲ受  
ケタル場合ニ於テ被保險者ガ其ノ必  
要アリト認メタルトキハ療養ノ給  
付ニ代テ療養費ヲ支給スルコト  
ヲ得

第四十四條ノ二 前條ノ規定ニ依リ  
支給スル療養費ノ額ハ療養ニ要ス  
ル費用ヲ標準トシテ被保險者之ヲ定  
ム

前項ノ場合ニ於テ療養費ノ額ハ現

ニ要シタル費用ヲ超ユルコトヲ得  
ズ  
第一項ノ療養ニ要スル費用ノ算定  
ニ關シテハ第四十三條ノ七第二項  
及第三項ノ規定ヲ準用ス

第四十五條中「報酬日額」を標準  
報酬日額」に改める。

第四十六條中「政令ノ定ムル所ニ  
依リ之ヲ減額スルコトヲ得」を其ノ  
被扶養者ナキ場合ニ於テハ一日ニ付  
標準報酬日額ノ百分ノ四十二相當ス  
ル金額トス」に改める。

第四十七條第二項中「政令ノ定ム  
ル所ニ依リ前項ノ期間ヲ超ユ」を前  
項ノ期間ヲ超ユ通ジテ一年六月ニ至  
ル迄」に改める。

第四十九條第一項中「報酬月額」を  
「標準報酬月額」に改める。同項但書を  
次のように改める。

但シ其ノ金額ガ二千圓ニ滿タザル  
トキハ之ヲ二千圓トス

第五十條 被保險者分焼シタルトキ  
ハ分焼費トシテ被保險者ノ標準報  
酬月額ノ半額ニ相當スル金額ヲ支  
給ス但シ其ノ金額ガ千圓ニ滿タザ  
ルトキハ之ヲ千圓トス

前項ノ場合ニ於テ被保險者ガ分焼  
ノ日以前四十二日、分焼ノ日以後四  
十二日以内ニ於テ勞務ニ服セザリ  
シ期間出產手當金トシテ一日ニ付  
標準報酬日額ノ百分ノ六十二相當  
スル金額ヲ支給ス

第五十條ノ二 被保險者ガ分焼シタ  
ル場合ニ於テ其ノ出生兒ヲ哺育シ  
タルトキハ哺育手當金トシテ分焼  
ノ日ヨリ起算シ引續キ六月間哺育  
期間一月ニ付百圓ヲ支給ス但シ其  
ノ期間一月ニ滿タザルトキハ之ヲ  
一月トス

前項ノ哺育手當金ハ被保險者ガ其  
ノ資格ヲ喪失シタル日後六月以内  
ニ分焼シタル場合又ハ哺育手當金  
ノ支給ヲ受ケタル被保險者ガ其ノ資  
格ヲ喪失シタル場合ト雖モ之ヲ支  
給ス

第五十一條第二項を次のように改  
めを。

産院又ハ病院若ハ診療所ニ收容シ  
タル被保險者ニ對シテ支給スベキ  
分焼費ノ額ハ第五十條第一項ノ規  
定ニ依リ支給スベキ金額ノ半額ニ  
相當スル金額トス

産院又ハ病院若ハ診療所ニ收容シ  
タル被保險者ニ對シテ支給スベキ  
出產手當金ニ付テハ第四十六條ノ  
規定ヲ準用ス

第五十二條 削除

第五十五條中「政令ヲ以テ定ムル  
期間」を「被保險者トシテ受ケルコ  
トヲ得ベカリシ期間」に改める。

第五十七條中「政令ヲ以テ定ムル  
期間内」を「六月以内」に改める。

第五十七條ノ二中「又ハ政令ヲ以  
テ定ムル者」を削る。

第五十七條ノ三 療養ノ給付及傷病  
手當金ノ支給ハ同一ノ疾病又ハ負  
傷及之ニ因リ發シタル疾病ニ關シ  
左ニ掲グル事由ニ該當スルニ至リ  
タルトキハ之ヲ爲サズ

一 厚生年金保險法ニ依リ障害年  
金又ハ障害手當金ヲ受ケタルコト  
ヲ得ルニ至リタルトキ

二 前號以外ノ場合ニ於テハ療養  
ノ給付開始後二年ヲ經過スルモ  
疾病又ハ負傷治癒セザルトキ

第五十八條 疾病ニ罹リ、負傷シ又  
ハ分焼シタル場合ニ於テ續續シテ  
報酬ノ全部又ハ一部ヲ受ケルコト

第四十三條ノ三 保險醫又ハ保險藥劑師ハ醫師、齒科醫師又ハ藥劑師代表スル者又ハ醫師及齒科醫師ヲ代表スル者ニ付テハ各所屬團體ノ

前項ノ場合ニ於テ療養費ノ額ハ現

ノ期間一月ニ滿タザルトキハ之ヲ一月トス

ハ分曉シタル場合ニ於テ繼續シテ報酬ノ全部又ハ一部ヲ受クルコト

ヲ得ベキ者ニ對シテ之ヲ受クルコトヲ得ベキ期間傷病手當金又ハ出產手當金ヲ支給セズ但シ其ノ受クルコトヲ得ベキ報酬ノ額ガ傷病手當金又ハ出產手當金ノ額ヨリ小ナルトキハ其ノ差額ヲ支給ス

第五十九條 前條ニ掲グル者疾病ニ罹リ、眞傷シ又ハ分曉シタル場合ニ於テ其ノ受クルコトヲ得ベカリシ報酬ノ全部又ハ一部ニ付其ノ全額ヲ受クルコト能ハザリシトキハ傷病手當金又ハ出產手當金ノ全額、其ノ一部ヲ受クルコト能ハザリシ場合ニ於テ受ケタル額ガ傷病手當金又ハ出產手當金ノ額ヨリ小ナルトキハ其ノ額ト傷病手當金又ハ出產手當金トノ差額ヲ支給ス但シ前條但書ノ規定ニ依リ傷病手當金又ハ出產手當金ノ一部ヲ受ケタルトキハ其ノ額ヲ支給額ヨリ控除ス

前項ノ規定ニ依リ被保險者ノ支給シタル金額ハ事業主ヨリ之ヲ徴收ス

第五十九條ノ二 被扶養者ガ保險醫及保險藥劑師並ニ保險者ノ指定スル者ノ中自己ノ選定シタル者ニ就キ療養ヲ受ケタルトキハ被保險者ニ對シテ家族療養費トシテ其ノ療養ニ要シタル費用ニ付之ヲ支給ス家族療養費ノ額ハ療養ニ要スル費用ノ百分ノ五十二相當スル額トス但シ現ニ支拂フベキ療養ニ要シタル費用ノ百分ノ五十二相當スル額ヲ超ヘルコトヲ得ズ

被扶養者ガ保險醫若ハ保險藥劑師又ハ保險者ノ指定スル者ニ就キ療養ヲ受ケタル場合ニ於テハ保險者ハ其ノ被扶養者ガ當該保險醫、保

險藥劑師若ハ保險者ノ指定スル者又ハ之ヲ使用スル者ニ對シテ支拂フベキ療養ニ要シタル費用ニ付家族療養費トシテ被保險者ニ對シテ支給スベキ額ノ限度ニ於テ被保險者ニ代リ該保險醫、保險藥劑師若ハ保險者ノ指定スル者又ハ之ヲ使用スル者ニ對シテ之ヲ支拂フコトヲ得

前項ノ規定ニ依リ保險醫、保險藥劑師若ハ保險者ノ指定スル者又ハ之ヲ使用スル者ニ對シテ費用ヲ支拂ヒタル場合ニ於テハ其ノ限度ニ於テ被保險者ニ對シテ家族療養費ヲ支給シタルモノト看做ス

第四十三條、第四十三條ノ二、第四十三條ノ六第二項及第三項、第四十四條、第四十四條ノ二、第四十五條及第五十七條ノ三ノ規定ハ家族療養費ノ支給ニ之ヲ準用ス

第五十九條ノ三 被扶養者ガ死亡シタルトキハ被保險者ニ對シテ家族埋葬料トシテ千圓ヲ支給ス

第五十九條ノ四 被保險者ノ配偶者ガ分曉シタルトキハ被保險者ニ對シテ配偶者分曉費トシテ五百圓ヲ支給ス

於テハ保險者ハ之ニ必要ナル費用ヲ當該國民健康保險ノ保險者ニ支拂フモノトス

前項ノ規定ニ依リ委託ヲ受ケタル國民健康保險ノ保險者ノ被扶養者ニ對シテ家族療養費ヲ支拂フ關シテハ第五十九條ノ二第三項ノ規定ヲ準用ス

第六十二條 第四項中「第一條第二項ヲ第一條第一項後段」に改める。

第六十四條 保險者ハ詐欺其ノ他ノ不正ノ行為ニ依リ保險給付ヲ受ケ又ハ受ケムトシタル者ニ對シテハ六月以内ノ期間ヲ定メ其ノ者ニ支給スベキ傷病手當金又ハ出產手當金ノ全部ヲ支給セザル旨ノ決定ヲ爲スコトヲ得但シ詐欺其ノ他不正ノ行為アリタル日ヨリ一年ヲ經過シタルトキハ此ノ限ニ在ラズ

第六十六條 療養費、傷病手當金、出產手當金、埋葬料、分曉費、家族療養費、家族埋葬料、配偶者分曉費及哺育手當金ハ其ノ都度之ヲ支給スベシ第四十九條第二項又ハ第五十六條第二項ノ埋葬費ニ付亦同シ

第七十條ノ二 健康保險組合ニ對シテ交付スル國庫負擔金ハ各健康保險組合ニ於ケル被保險者數ヲ基準トシテ主務大臣之ヲ算定ス

前項ノ國庫負擔金ニ付テハ命令ノ定ムル所ニ依リ概算拂フ爲メスコトヲ得

第七十一條 第二項を次のように改める。

第七十條中「政令ノ定ムル所ニ依リ」を「毎年度算算ノ範圍内ニ於テ」に改める。

第七十條ノ四 政府ノ管掌スル健康保險ノ保險料率ハ次ニ定ムル場合ヲ除クノ外千分ノ四十トス

厚生大臣ハ保險料ヲ以テ保險給付費及保健施設費ニ充ツル費用ニ不足ヲ生ジタルトキ又ハ剩餘ヲ生ジタルトキハ健康保險委員會ノ意見ヲ聽キ千分ノ三十乃至千分ノ四十ノ範圍内ニ於テ保險料率ヲ變更スルコトヲ得

健康保險組合ノ管掌スル健康保險ノ保險料率ハ千分ノ三十乃至千分ノ八十ノ範圍内ニ於テ政令ノ定ムル所ニ依リ之ヲ決定スルモノトス

前項ノ保險料率ノ決定ハ厚生大臣ノ認可ヲ受クルコトヲ要ス

第七十三條 削除

第七十五條中「若ハ前條ノ規定又ハ第七十三條ニ基キテ發スル政令」を削る。

除額ヲ被保險者ニ通知スベシ  
第七十九條 毎月ノ保險料ハ翌月末  
日迄ニ之ヲ納付スベシ

保險者ガ保險料納入ノ告知ヲ爲シ  
タル後ニ於テ告知シタル保險料額  
ガ當該納付義務者ノ納付スベキ保  
險料額ヲ超過スルコトヲ知リタル  
トキハ其ノ超過部分ニ關スル納入  
ノ告知又ハ納付ハ其ノ告知又ハ納  
付ヲ爲シタル後六月以内ノ期日ニ  
於テ納付セラルベキ保險料ニ對シ  
納期ヲ繰上ゲ之ヲ爲シタルモノト  
看做スコトヲ得

前項ノ規定ニ依リ納期ヲ繰上ゲ納  
入ノ告知又ハ納付ヲ爲シタルモノ  
ト看做シタルトキハ保險者ハ其ノ  
旨ヲ當該納付義務者ニ通知スベシ  
第七十九條ノ二 保險料納付義務者  
左ノ各號ノ一ニ該當スルトキハ納  
期前ト謂モ保險料ハ總テ之ヲ徵收  
スルコトヲ得

一 國稅、地方稅其ノ他ノ公課ノ  
滯納ニ因リ滯納処分ヲ受ケタル  
キ  
二 被保險者ノ使用セララルル事業  
所ガ廢止セラレタルトキ  
三 強制執行ヲ受ケタルトキ  
四 破産ノ宣告ヲ受ケタルトキ  
五 競買ノ開始アリタルトキ  
六 被保險者ノ使用セララルル法人  
ガ解散ヲ爲シタルトキ

「第六章 審査ノ請求、訴願及訴  
訟」を「第六章 審査ノ請求及訴訟」  
に改める。  
第八十條第一項中「社會保險審査  
會」を「健康保險審査會」に改める。  
第八十條ノ二 を削る。  
第八十一條 保險料其ノ他本法ノ規  
定ニ依ル徵收金ノ賦課若ハ徵收ノ

處分又ハ第十一條ノ二ノ規定ニ依  
ル處分ニ不服アル者ハ健康保險審  
査會ニ審査ヲ請求スルコトヲ得  
第八十一條ノ二 保險審査官ハ各都  
道府縣ニ之ヲ置キ二級ノ地方事務  
官ニ就キ厚生大臣之ヲ命ズ  
第八十二條 健康保險審査會ハ厚生  
省ニ之ヲ置ク  
第八十三條 健康保險審査會ハ被保  
險者ヲ代表スル委員、事業主ヲ代  
表スル委員及公益ヲ代表スル委員  
各三人ヲ以テ之ヲ組織シ各委員ハ  
厚生大臣之ヲ委嘱ス

第八十三條ノ二 委員ノ任期ハ三年  
トシ一年毎ニ委員ノ數ノ三分ノ一  
ヲ委嘱ス  
委員ニ缺員ヲ生ジタルトキ新ニ委  
嘱セラレタル委員ノ任期ハ前任者  
ノ殘任期間トス  
第八十三條ノ三 健康保險審査會ニ  
公益ヲ代表スル委員中ヨリ委員ノ  
選舉セル會長一人ヲ置ク  
會長事務アルトキハ前項ノ規定ニ  
準ジ選舉セラレタル者其ノ職務ヲ  
代理ス

第八十三條ノ四 健康保險審査會ハ  
被保險者ヲ代表スル委員、事業主  
ヲ代表スル委員及公益ヲ代表スル  
委員共々一人以上出席スルニ非ザ  
レバ議事ヲ開キ議決ヲ爲スコトヲ  
得ズ  
第八十三條ノ五 健康保險審査會ノ  
審査ハ出席シタル委員ノ過半數ヲ  
以テ之ヲ決シ可否同數ナルトキハ  
會長ノ決スル所ニ依ル  
第八十三條ノ六 保險給付ニ關スル  
決定ニ關シ不服アル者ハ保險審査官  
ニ審査ヲ請求スル場合ハ其ノ保險  
給付ニ關スル決定ヲ爲シタル都道

府縣知事ノ管轄區域又ハ其ノ保險  
給付ニ關スル決定ヲ爲シタル健康  
保險組合ノ事務所ノ所在地ヲ管轄  
スル保險審査官ノ之ヲ爲スベシ  
前項ノ請求ハ其ノ保險給付ニ關ス  
ル決定ヲ爲シタル都道府縣知事若  
ハ健康保險組合又ハ請求者ノ居住  
地ヲ管轄スル都道府縣知事若ハ保  
險審査官ヲ經由シテ之ヲ爲スコト  
ヲ得  
審査ノ請求ガ管轄違ナルトキハ保  
險審査官ハ速ニ之ヲ所轄保險審査  
官ニ移送シ且其ノ旨ヲ請求者ニ通  
知スベシ

第八十三條ノ七 保險審査官又ハ健  
康保險審査會ニ對スル審査ノ請求  
ハ書面又ハ口頭ニ依リ之ヲ爲スコ  
トヲ得  
第八十三條ノ八 保險審査官又ハ健  
康保險審査會ニ審査ノ請求ヲ受ケタ  
ルトキハ速ニ當該審査ノ説明ヲ聽取  
シ審査ヲ爲スベシ但シ保險給付ヲ  
受ケベキ者出頭スルコト困難ナル  
トキハ此ノ手續ヲ省キ文書ニ依リ  
審査ヲ爲スコトヲ得

第八十三條ノ九 保險審査官又ハ健  
康保險審査會ノ爲必要アリト認め  
ルトキハ保險給付ニ關スル決定ヲ  
爲シタル者、事業主、保險給付ヲ  
受ケベキ者又ハ其ノ他ノ利害關係  
人若ハ參考人ニ對シ報告ヲ爲サシ  
メ若ハ出頭ヲ命ジ又ハ醫師ニ診斷  
若ハ検査ヲ爲サシムルコトヲ得  
前項ノ規定ニ依リ保險審査官ノ請  
求ニ依リ出頭シタル者ニ對シテハ  
都道府縣知事、健康保險審査會ノ  
請求ニ依リ出頭シタル者ニ對シテ  
ハ厚生大臣政令ノ定ムル所ニ依リ  
旅費、日常及宿泊料ヲ支給ス

第八十三條ノ十 保險給付ニ關スル  
決定ヲ爲シタル者、事業主、保險  
給付ヲ受ケベキ者又ハ其ノ他ノ利  
害關係人若ハ參考人ハ保險審査官  
又ハ健康保險審査會ニ對シ意見ヲ  
述ベ参考書類ヲ提示スルコトヲ得  
保險給付ヲ受ケベキ者審査ノ場合  
ニ於テ補佐人ヲ必要トスルトキハ  
補佐人一人ト共ニ出頭スルコトヲ  
得審査ノ爲出頭スベキ者出頭スル  
コト能ハザルトキハ其ノ者ハ代理  
人ヲ出頭セシムルコトヲ得  
第八十三條ノ十一 保險審査官又ハ  
健康保險審査會ハ事件ノ一部ガ審  
査ノ決定ヲ爲スニ熟シタルトキハ  
其ノ部分ニ付先ツ決定ヲ爲スコト  
ヲ得  
第八十三條ノ十二 保險審査官又ハ  
健康保險審査會ノ決定ヲ爲ス場合  
ハ理由ヲ附シ文書ヲ以テ之ヲ爲ス  
ベシ

第八十三條ノ十三 審査ノ請求者ガ  
審査ノ決定前ニ死亡シタルトキハ  
承繼人ニ於テ審査ノ請求手續ヲ受  
續ケモノトス  
第八十四條 削除  
第八十四條ノ二 第八十條及第八十  
一條ニ關スル訴ニ關シテハ健康保  
險組合ハ之ヲ行政廳ト看做ス  
第八十五條 保險審査官、健康保險  
審査會ノ委員若ハ其ノ事務ニ從事  
スル者又ハ之等ノ職ニ在リタル者  
ハ其ノ職務上知得シタル秘密ヲ漏  
洩スベカラズ

第八十六條 審査ノ請求又ハ訴ノ提  
起ハ處分ノ通知又ハ決定書ノ交付  
ヲ受ケタル日ヨリ六十日以内ニ之  
ヲ爲スベシ但シ審査ノ請求ニ付テ  
ハ保險審査又ハ健康保險審査會ニ

於テ正當ノ事由アリト認めタルトキ  
ハ期限經過後ニ於テモ仍之ヲ受理  
スルコトヲ得  
前項ノ訴ノ提起ニ付テハ民事訴訟  
法第五百五十八條第二項及第五百十  
九條ノ規定ヲ準用ス  
第八十六條ノ二 保險審査官及健康  
保險審査會ノ事務ニ關シテハ政令  
ヲ以テ之ヲ定ム  
第八十八條ノ三中「第八十條ノ二」  
を「第八十三條ノ九第一項」に改め  
る。

附 則  
1 この法律は、昭和二十三年八月  
一日からこれを施行する。但し、  
第七十條及び第七十條ノ二の改正  
規定は、昭和二十三年度分から、  
これを適用する。  
2 この法律施行前に被保險者の資  
格を取得して、この法律施行の日  
まで引続き被保險者の資格を有す  
る者で、健康保險法施行令（大正  
十五年勅令第二百四十三号）第三  
條に規定する標準報酬の等級の第  
十七級に該当するものについては、  
この法律施行の日には被保險者  
の資格を取得したものとみなし  
て第三條第三項の改正規定を適用  
する。  
3 この法律施行の際、現に存する  
保險審査官、社會保險審査會及び  
その職員は、この法律に基キ相當  
の機關及びその職員となり、同一  
性をもつて存続するものとする。

温泉法案  
第一章 總則  
第二章 温泉の保護

第八十一條 保険料其ノ他本法ノ規定ニ依ル徵收金ノ賦課若ハ徵收ノ

ニ審査ヲ請求スル場合ハ其ノ保險給付ニ關スル決定ヲ爲シタル都道

ハ厚生大臣政令ノ定ムル所ニ依リ旅費、日當及宿泊料ヲ支給ス

ヲ爲スニ付但シ審査ノ請求ニ付テハ保險審査又ハ健康保險審査會ニ

第一章 總則  
第二章 温泉の保護

第三章 温泉の利用

第四章 温泉審議会

第五章 罰則

附則

温泉法

第一章 總則

第一條 この法律は、温泉を保護しその利用の適正を図り、公共の福祉の増進に寄與することを以て目的とする。

第二條 この法律で「温泉」とは、地中から湧き出する温泉水、鉱水及び水蒸気その他のガス（炭化水素を主成分とする天然ガスを除く。）で別表に掲げる温度又は物質を有するものをいう。

2 この法律で「温泉源」とは、未だ採取されない温泉をいう。

第二章 温泉の保護

第三條 温泉を湧き出させる目的で土地を掘さくしよとする者は、省令の定めるところにより、都道府県知事に申請してその許可を受けなければならない。

2 前項の許可を受けようとする者は、掘さくに必要な土地を掘さくのために使用する権利を有する者でなければならない。

3 都道府県知事は、温泉を工業用に利用する目的で第一項の申請をした者に対して許可を與えるときは、あらかじめ商工局長に協議しなければならない。

第四條 都道府県知事は、温泉の湧き出量、温度若しくは成分に影響を及ぼし、その他公益を害する虞があると認めるときは、前條第一項の許可を與えなければなら

ない。不許可の処分は、理由を附した書面をもつてこれを行わなければならない。

第五條 第三條第一項の許可を受けた者が、許可の日から一年以内に工事に着手せず、又は着手後一年以上その工事を中止したときは、都道府県知事は、その許可を取り消すことができる。但し、已むを得ない事由がある場合はこの限りでない。

第六條 都道府県知事は、第三條第一項の許可を與えた後第四條に規定する事由があると認めるときは、その許可を取り消し、又はその許可を受けた者に対して、公益上必要な措置を命ずることができる。

第七條 第三條第一項の許可が取り消されたとき、又は許可を受けて掘さくした場所に温泉が湧き出しないときは、都道府県知事は、その許可を受けた者に対して、原状回復を命ずることができる。同項の許可を受けないで土地を掘さくした者に対しても、また同様とする。

第八條 温泉の湧き出量を増加させるために動力を装置しようとする者は、省令の定めるところにより、都道府県知事に申請してその許可を受けなければならない。

2 前四條の規定は、前項の増殖又は動力の装置について、これを準用する。

第九條 都道府県知事は、温泉源保護のために必要があると認めるときは、温泉源より温泉を採取する者に対して、温泉の採取の制限を命

ずることができる。

2 都道府県知事は、工業用に利用する目的で温泉を採用する者に対して、前項の命令をするときは、あらかじめ商工局長と協議しなければならない。

第十條 都道府県知事が、第三條第一項又は第八條第一項の規定による処分をする場合において、隣接都府県における温泉の湧き出量、温度又は成分に影響を及ぼす虞があるときは、あらかじめ厚生大臣の承認を得なければならない。

第十一條 温泉を湧き出させる目的以外の目的で土地を掘さくしたため温泉の湧き出量、温度又は成分に著しい影響を及ぼす場合において公益上必要があると認めるときは、都道府県知事は、土地を掘さくした者に対してその影響を阻止するに必要な措置を命ずることができる。

2 都道府県知事が、法令の規定に基く他の行政處の許可又は認可を受けて土地を掘さくした者に対して前項の措置を命じようとするときは、あらかじめ当該行政處と協議しなければならない。

第三章 温泉の利用

第十二條 温泉を公共の浴用又は飲用に供しようとする者は、省令の定めるところにより、都道府県知事に申請してその許可を受けなければならない。

2 前項の許可を受けようとする者は、政令の定める手数料を納めなければならない。

衛生上有害であると認めるときは、第一項の許可を與えないことができる。但し、この場合においては、都道府県知事は、理由を附した書面をもつて、その旨を通知しなければならない。

第十三條 温泉を公共の浴用又は飲用に供する者は、施設内の見出し場所に、省令の定めるところにより、温泉の成分、禁忌症及び入浴又は飲用上の注意を掲示しなければならない。

第十四條 厚生大臣は、温泉の公共的利用増進のため、施設の整備及び環境の改善に必要な地域を指定することができる。

第十五條 厚生大臣又は都道府県知事は、前條の規定により指定する地域内において、温泉の公共的利用増進のため特に必要があると認めるときは、省令の定めるところにより、温泉利用施設の管理者に対して、温泉利用施設又はその管理方法の改善に關し必要な指示をすることができる。

第十六條 都道府県知事は、温泉源より温泉を採取する者、又は温泉利用施設の管理者に対して、温泉の湧き出量、温度、成分、利用状況その他必要な事項について報告させることができる。

2 商工局長は、工業用に利用する目的で温泉を採取する者又はその利用施設の管理者に対して、前項の報告をさせることができる。

第十七條 都道府県知事は、必要があるとき、当該官吏に温泉利用施設に立ち入り、温泉の湧き出量、温度、成分及び利用状況を調査させることができる。

況を調査させることができる。

2 總工局長は、必要があると認めるときは、当該官吏に温泉を工業用に利用する施設に対して、前項の立入検査をさせることができる。

3 当該官吏又は官吏が前二項の規定により立入検査をする場合においては、その身分を示す証書を携帯し、且つ、關係人の請求があるときは、これを呈示しなければならない。

第十八條 都道府県知事は、公衆衛生上必要があると認めるときは、温泉源から温泉を採取する者又は温泉利用施設の管理者に対して、第十二條第一項の許可を取り消し、又は温泉の利用の制限若しくは危害予防の措置を命ずることができる。

第四章 諮問及び聽聞

第十九條 厚生大臣又は都道府県知事の諮問に應じ、温泉及びこれに關する行政に關し調査審議させるため、温泉審議会を置く。

2 温泉審議会は、中央温泉審議会及び都道府県温泉審議会とし、中央温泉審議会は厚生省に、都道府県温泉審議会は都道府県に、これを置く。

第二十條 厚生大臣は、第十條の規定による承認を與え、又は第十四條の規定による地域を指定しようとするときは、中央温泉審議会の意見を聞かなければならない。

2 都道府県知事は、第三條第一項、第四條（第八條第二項において準用する場合を含む）、第六條（第八條第二項において準用する場合を

第七節 厚生委員会會議録第十六号 昭和二十三年六月二十五日

含む。第八條第一項又は第九條の規定による処分をしようとするときは、都道府縣温泉審議会の意見を聞かなければならない。

第二十一條 都道府縣知事が、第五條(第八條第二項において準用する場合を含む)、第六條(第八條第二項において準用する場合を含む)、第九條又は第十八條の規定による処分をしようとするときは、その処分を受くべき者にその処分の理由を通知し、本人又はその代理人の出頭を求めて、公開による聽聞を行わなければならない。

第五章 罰則

第二十二條 第三條第一項又は第八條第一項の規定に違反した者は、これを一年以下の懲役又は一万円以下の罰金に処する。

2 前項の刑は、情状により、これを併科することができる。

第二十三條 左の各号の一に該当する者は、これを六月以下の懲役又は五千円以下の罰金に処する。

一 第六條(第八條第二項において準用する場合を含む)、第七條(第八條第二項及び第二十八條第二項において準用する場合を含む)、第九條又は第十八條の規定による都道府縣知事の命令に従わない者  
二 第十二條第一項の規定に違反した者

第二十四條 左の各号の一に該当する者は、これを五千円以下の罰金に処する。

一 第十三條の規定に違反した者  
二 第十六條の規定による報告を

せず、又は虚偽の報告をした者  
三 第十七條第一項又は第二項の規定による当該官吏又は吏員の立入検査を拒み、妨げ、又は忌避した者

第二十五條 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前三條の違反行為をしたときは、行為者を罰する外、その法人又は人に対しても、各本條の罰金刑を科する。

附則

第二十六條 この法律は、公布の日から起算して三十日を経過した日から、これを施行する。

第二十七條 この法律施行の際、現に従前の命令の規定により、温泉をゆう出させる目的で土地の掘さく、の許可を受けてその工事に着手している者は、第三條第一項の許可を受けたものとみなす。

第二十八條 この法律施行の際、現に従前の命令の規定により、温泉のゆう出路の増掘若しくはゆんせつ、の許可又は温泉のゆう出量を増加させるための動力装置の許可を受けて、その工事に着手している者は、第八條第一項の規定による許可を受けたものとみなす。

第二十九條 昭和二十三年一月一日以後この法律施行までの間に、温泉をゆう出させる目的で土地の掘さくをした者又は温泉のゆう出路を増掘し、若しくは温泉のゆう出量を増加させるため動力装置をした者は、法律施行の日から、三月以内に第三條第一項又は第八

條第一項の規定によりその許可の申請をしなければならぬ。その申請に対して許可の処分があるまでは、第三條第一項又は第八條第一項の許可があつたものとみなす。

2 前項の期間内に許可の申請をせず、又は申請に対して不可の処分があつたときは、第七條の規定を準用する。

第三十條 この法律施行の際、現に温泉を公共の浴用又は飲用に供し

別表

一 温度(温泉源から採取されるべきの温度とする。攝氏二十五度以上)  
二 物質(左に掲げるものうち、いづれか)  
含有量(キログラム中)  
総量(一〇〇ミリグラム以上)

溶解物質(ガスを除く)	二五〇ミリグラム以上
遊離炭酸(CO <sub>2</sub> )	一ミリグラム以上
リチウムイオン(Li)	一〇ミリグラム以上
ストロンチウムイオン(Sr)	五ミリグラム以上
バリウムイオン(Ba)	一〇ミリグラム以上
フェロ又はフェリイオン(Fe, Fe <sup>2+</sup> )	一〇ミリグラム以上
第一マンガンイオン(Mn <sup>2+</sup> )	一ミリグラム以上
水素イオン(H <sup>+</sup> )	五ミリグラム以上
臭素イオン(Br <sup>-</sup> )	一ミリグラム以上
沃素イオン(I <sup>-</sup> )	一ミリグラム以上
フッ素イオン(F <sup>-</sup> )	二ミリグラム以上
ヒドロゲン酸イオン(HASO <sub>3</sub> <sup>-</sup> )	一ミリグラム以上
メタ亜硫酸イオン(HASO <sub>2</sub> <sup>-</sup> )	一ミリグラム以上
総硫黄(S[HS+SO <sub>2</sub> +H <sub>2</sub> Sに對應するもの])	一ミリグラム以上
メタほう酸(HBO <sub>2</sub> )	五ミリグラム以上
メタけい酸(H <sub>2</sub> SiO <sub>3</sub> )	五〇ミリグラム以上
重炭酸ソーダ(NaHCO <sub>3</sub> )	三四〇ミリグラム以上
ラドン(Rn)	二〇(百億分の一キエリー単位)以上
ラヂウム塩(RaとP)	一億分の一ミリグラム以上

ている者は、この法律施行の日から三月間は、第十條第一項の規定に拘わらず、引き続き温泉を公共の浴用又は飲用に例することができらる。

2 前項の規定に該当する者は、この法律施行後三月以内に、都道府縣知事にその旨届け出なければならない。

3 前項の届出をした者は、第十二條第一項の許可を受けたものとみなす。

5 この法律で「化製場」とは、獸畜の肉、皮、骨、臟器等を原料として皮革、油脂、にかわ、肥料、飼料その他の物を製造するために設けられた施設で、化製場として都道府縣知事の許可を受けたものをいう。

第二條 「い、獸の解体、埋却若しくは焼却は、い、獸取扱場以外の施設又は区域で、これを行つてはならない。但し、都道府縣知事が許可した場合はこの限りでない。

2 獸畜の肉、皮、骨、臟器等を原料とする皮革、油脂、にかわ、肥料、飼料その他の物の製造は、化製場以外の施設で、これを行つてはならない。

第三條 「い、獸取扱場又は化製場を設けようとする者は、省令の定めるところにより、都道府縣知事の許可を受けなければならない。

二 第十六條の規定による報告を

三月以内に第三條第一項又は第八

ラヂウム塩(ヨウ素として)

一 億分の一ミリグラム以上

2 前項の規定により認められたる

うとする者も、同様とする。

第四條 都道府県知事は、**へい**、**獸**、**鳥**の設置の場所が左の各号の一に該当するとき又はその構造設備が公衆衛生上不適当であると認めるときは、前條の許可を與えないことができる。但し、この場合においては、都道府県知事は、理由を附した書面をもつて、その旨通知しなければならぬ。

一 人家が密集して居る場所  
二 飲料水が汚染される虞のある場所  
三 その他都道府県知事が公衆衛生上害を生ずる虞のある場所として指定する場所

第五條 **へい**、**獸**、**鳥**の設置の所有者又は管理者は、左に掲げる措置を講じなければならない。  
一 **へい**、**獸**、**鳥**の設置の内外は、常に清潔にし、汚物処理を十分にすること。  
二 **へい**、**獸**、**鳥**の発生を防止及び駆除に努めること。  
三 その他都道府県知事が定める衛生上必要な措置。

第六條 都道府県知事は、公衆衛生上の見地から必要があると認めるときは、**へい**、**獸**、**鳥**の設置の所有者又は管理者から必要な報告を求め、又は当該設置に、**へい**、**獸**、**鳥**の設置に立ち入り、前條の規定による措置の実施の状況を検査させることができる。

第七條 前項の規定により当該設置が立入検査をする場合においては、その身分を示す証票を携帯し、且つ、関係人の請求があるときは、これを呈示しなければならない。

を呈示しなければならない。

第七條 都道府県知事は、**へい**、**獸**、**鳥**の設置の所有者又は管理者が、**へい**、**獸**、**鳥**の設置につき第五條の規定による措置を講じない場合においては、第三條の許可を取り消し、又は期間を定めてその施設の使用の制限若しくは禁止を命ずることができる。

2 都道府県知事が、前項の処分をしようとするときは、あらかじめ当該管理者に、その処分の原因と認められる違反行為を文書をもつて通知し、当該管理者又はその代理人が公開の聴聞において弁明し、且つ有利な証拠を提出する機会を與えなければならない。

第八條 左の各号の一に該当する者は、これを六月以下の懲役又は五千円以下の罰金に処する。  
一 第三條(第十一條)において準用する場合を含む。の規定に違反した者。  
二 前條(第十一條及び第十二條)において準用する場合を含む。の規定による命令に違反した者。  
第九條 左の各号の一に該当する者は、これを千円以下の罰金又は拘留若しくは科料に処する。  
一 第二條(第十一條及び第十二條)において準用する場合を含む。の規定に違反した者。  
二 第六條第一項(第十一條及び第十二條)において準用する場合を含む。の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は当該設置の立入検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

第十條 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前二條の違反行為をしたときは、行為者を罰する外、その法人又は人に対しても、各本條の罰金又は科料を科する。

第十一條 第二條から第七條までの規定は、**魚**、**鳥**、**肉**、**皮**、**骨**、**臓器**等を原料として油脂、にかわ、肥料又は飼料その他の物を製造する施設及び**魚**、**鳥**、**肉**、**皮**、**骨**、**臓器**等を化学製法に供給するために貯蔵する施設にこれを準用する。

第十二條 第五條から第七條までの規定は、警察法(昭和二十二年法律第九十六号)第四十條にいう市及び市街の町村の区域内において**魚**、**鳥**、**肉**、**皮**、**骨**、**臓器**等を化学製法に供給する施設にこれを準用する。

第十三條 この法律は、昭和二十三年七月十五日から、これを施行する。

第十四條 この法律施行の際、現に従前の命令の規定により許可を受けている者は、これを第三條第一項の許可を受けたものとみなす。

第十五條 昭和二十三年一月一日からこの法律施行の日までに、新たに**へい**、**獸**、**鳥**の設置又は化製場を設け、この法律施行の際現にこれを経営している者は、この法律施行の日から二月間は、第三條第一項の規定にかかわらず引き続きこれを経営することができる。

第十六條 屠場法(明治三十九年法律第三十二号)の一部を次のように改正する。  
第一條第二項中「牛、羊、豚及馬」を「牛、豚、山羊、豚及馬」に改める。  
第二條、第六條、第九條、第十一條及び第十二條中「地方長官(東京府ニ於テハ警視總監)」を「都道府県知事」に改める。  
第四條第二項中「食用ニ供スル部分」を「全テノ部分」に改める。  
第七條第二項中「地方長官」を「都道府県知事」に、「内務大臣」を「厚生大臣」に改める。  
第十三條中「三百圓以下ノ罰金」を「三年以下ノ懲役又ハ五萬圓以下ノ罰金」に改める。

第十八條 削除  
船員保険法の一部を改正する法律案  
船員保険法の一部を改正する法律案  
船員保険法(昭和十四年法律第七十三号)の一部を次のように改正する。  
「報酬月額」を「標準報酬月額」に、「平均報酬月額」を「標準平均報酬月額」に改める。

を經營することができる。

2 前項の規定に該当する者は、この法律施行後二月以内に、都道府県知事にその旨を届け出なければならない。

3 前項の届出をした者は、第三條第一項の許可を受けたものとみなす。

第十七條 船員保険法(昭和十四年法律第七十三号)の一部を次のように改正する。  
「報酬月額」を「標準報酬月額」に、「平均報酬月額」を「標準平均報酬月額」に改める。  
「報酬日額」を「標準報酬日額」に、「平均報酬日額」を「標準平均報酬日額」に改める。

第十八條 削除  
船員保険法の一部を改正する法律案  
船員保険法の一部を改正する法律案  
船員保険法(昭和十四年法律第七十三号)の一部を次のように改正する。  
「報酬月額」を「標準報酬月額」に、「平均報酬月額」を「標準平均報酬月額」に改める。

第十九條 船員保険法(昭和十四年法律第七十三号)の一部を次のように改正する。  
「報酬月額」を「標準報酬月額」に、「平均報酬月額」を「標準平均報酬月額」に改める。  
「報酬日額」を「標準報酬日額」に、「平均報酬日額」を「標準平均報酬日額」に改める。

に、「平均報酬日額」を「標準平均報酬日額」に、「最終報酬月額」を「標準最終報酬月額」に、「最終報酬日額」を「標準最終報酬日額」に改める。

第一條 船員保険ニ於テハ被保険者又ハ被保険者タリシ者ノ疾病、負傷、失業、老齢、廢疾、脱退又ハ死亡ニ關シ保險給付ヲ爲シ併セテ被保険者ニ依リ生計ヲ維持スル者(以下被扶養者ト稱ス)ノ疾病、負傷又ハ死亡ニ關シ保險給付ヲ爲スモノトス

前項ノ被扶養者ノ範圍ハ被保険者ノ直系尊屬、配偶者(届出ヲ爲サザルモ事實上婚姻關係同様に事情ニ在ル者ヲ含ム以下ニ同ジ)及子ニシテ専ラ其ノ者ニ依リ生計ヲ維持スルモノトシ其ノ被保険者ト同一ノ世帯ニ屬シ専ラ其ノ者ニ依リ生計ヲ維持スル者トス

第三條第一項中「及之ニ準ズベキモノヲ謂フ」を、「手當又ハ賞與及之ニ準ズベキモノヲ謂フ但シ臨時ニ受クルモノ及三月ヲ超スル期間毎ニ受クル手當又ハ賞與及之ニ準ズベキモノハ此ノ限ニ在ラズ」に改め、同條第二項を次のように改める。  
給料ニ準ズベキモノノ全部又ハ一部が金銭以外ノ給與其ノ他ノ利益ナル場合ニ於テハ其ノ價格ハ厚生大臣ノ定ムル標準價格ニ依リ之ヲ算定ス

第四條第二項を次のように改める。  
標準報酬ハ被保険者ノ報酬月額ニ基キ左ノ區別ニ依リ之ヲ定ム

一 一億圓以上ノ報酬月額ニ在リテハ一億圓ノ標準報酬額ニ依リ之ヲ定ム  
二 一億圓以下ノ報酬月額ニ在リテハ一億圓ノ標準報酬額ニ依リ之ヲ定ム  
三 一億圓以下ノ報酬月額ニ在リテハ一億圓ノ標準報酬額ニ依リ之ヲ定ム  
四 一億圓以下ノ報酬月額ニ在リテハ一億圓ノ標準報酬額ニ依リ之ヲ定ム

Table with 4 columns: 標準報酬ノ等級 (Standard Salary Grade), 標準報酬 (Standard Salary), 報 酬 月 額 (Monthly Allowance), and 報 酬 月 額 (Monthly Allowance). It lists 25 grades from 第一級 to 第二十五級 with corresponding salary and allowance values.

同條に 次の四項を加える。
一 標準報酬ハ被保険者ノ資格ヲ取得シタル日ノ現在ニ依リ之ヲ定ム
二 被保険者ノ報酬ガ其ノ増減アリタルニ因リ從前ノ報酬月額ニ基キ定メラレタル標準報酬ニ該當セザルニ至リタル場合ニ於テハ其ノ報酬ニ増減アリタル月ノ翌月(報酬ニ増減アリタル日ガ月ノ初日ナルトキハ其ノ月)ヨク其ノ標準報酬ヲ變更ス
三 第二十條ノ規定ニ依リ被保険者ニ付テハ引續キ從前ノ標準報酬ニ依ル但シ其ノ者ノ申請ニ依リ標準報酬ヲ減額スルコトヲ得
四 第四項ノ規定ハ前項但書ノ規定ニ依リ標準報酬ヲ減額スル場合ニ之ヲ準用ス
第四條ノ二 被保険者ノ報酬月額ハ左ノ各號ノ規定ニ依リ之ヲ算定ス
一 月ニ依リ報酬ヲ定ムル場合ニ於テハ標準報酬決定ノ日ノ現在ニ於ケル月額
二 日ニ依リ報酬ヲ定ムル場合ニ於テハ標準報酬決定ノ日ノ現在ニ於ケル日額ノ三十倍ニ相當スル額
二 前二號ノ外一定ノ期間ニ依リ報酬ヲ定ムル場合ニ於テハ標準報酬決定ノ日ノ現在ニ於ケル其ノ報酬ノ額ヲ其ノ期間ノ日數ヲ除シテ得タル額ノ三十倍ニ相當スル額
四 歩合ニ依リ報酬ヲ定ムル場合ニ於テハ同様ノ船舶ニ於テ同様ノ勞務ニ従事スル者ガ通常ノ場合ニ於テ受クベキ額ヲ標準トシテ算定シタル額
五 前各號ノ二以上ニ該當スル報酬ヲ受クル場合ニ於テハ其ノ各ナル額ノ合算額
被保険者ノ報酬月額ガ前項ノ規定ニ依リ算定シ難キトキ又ハ前項ノ規定ニ依リ算定シタル額ガ著シク不當ナルトキハ前項ノ規定ニ拘ラズ行政廳ニ於テ之ヲ算定ス
第五條中、遺族年金、障害年金、脱退手當金、遺族年金又ハ第三十六條、第三十七條、第四十二條乃至第四十二條ノ三、第四十九條若ハ第五十條ノ六ノ規定ニ依リ一時金ヲ受クル權利ハ五年ヲ経過シタルトキニ消ス
第十二條第二項を次のように改める。
前項ノ規定ニ依リ督促ヲ爲サントスルトキハ行政廳ハ納付義務者ニ對シ督促狀ヲ發スベシ此ノ場合ニ在リテハ督促手數料トシテ十圓ヲ徴ス
第十二條〇二 前條ノ規定ニ依リ督促ヲ爲シタル場合ニ於テハ徴收金額百圓ニ付一日五錢ノ割合ヲ以テ

納付期限ノ翌日ヨリ徴收金完納又ハ財産差押ノ日ノ前日迄ノ日數ニ依リ計算シタル延滞金ヲ徴收ス但シ左ノ各號ノ一ニ該當スル場合又ハ滞納ニ付酌量スベキ情狀アリト認ムル場合ハ此ノ限ニ在ラズ
一 納入ノ告知書一通ノ徴收金額百圓未滿ナルトキ
二 納期ヲ繰上ゲ徴收ヲ爲ストキ
三 納付義務者ノ住所及居所ガ日本國內ニ在ラザル爲又ハ其ノ住所及居所共ニ不明ナル爲公示送達ノ方法ニ依リ納入ノ告知又ハ督促ヲ爲シタルトキ
督促狀ニ指定シタル期限迄ニ徴收金及督促手數料ヲ完納シタルトキ又ハ前項ノ規定ニ依リ計算シタル金額ガ一圓未滿ナルトキハ延滞金ヲ徴收セズ
第十五條 國ニ使用セララルル被保險者ガ厚生大臣ノ指定シタル共濟組合ヨリ本法ニ依リ保險給付ニ相當スル給付ヲ受クルトキハ其ノ者ニ對シテハ本法ニ依リ保險給付ヲ爲サズ
前項ノ規定ニ依リ厚生大臣ノ指定スル共濟組合ハ左ノ要件ヲ具フルコトヲ要ス
一 被保險者タル組合員ニ對スル給付ノ種類ガ本法ニ依リ保險給付ノ種類ヲ包含シ其ノ給付ガ本法ニ依リ保險給付ト同程度ナルコト
二 被保險者タル組合員ニ對スル給付ノ中本法ニ依リ保險給付ニ相當スル給付ニ要スル費用ニ付國ガ第五十八條及第六十條ノ規定ニ依リ國庫及船舶所有者トシテ爲ス負担ト同一ノ割合ヲ下ラ

第二十四級	五千五百圓	百八十三圓	五千三百五十圓以上五千七百五十圓未滿
第二十五級	五千九百圓	百九十七圓	五千七百五十圓以上六千四百五十圓未滿

ノ報酬ノ額ヲ其ノ期間ノ日數ヲ除シテ得タル額ノ三十倍ニ相當

定ニ依リ國庫及船舶所有者トシテ爲ス負担同一ノ割合ヲ下ラ

ザル負擔ヲ爲スコト

第十五條ノ二 前條ノ規定ニ依リ保險給付ヲ受ケザル者ニ付テハ保險料ヘ之ヲ徵收セズ

第十五條ノ三 厚生大臣ハ第十五條ノ共濟組合ニ對シテ事實ニ關スル報告ヲ爲サシメ事業及財産ノ狀況ヲ検査スルコトヲ得

第十六條 管海官廳及船員法第四百條ノ規定ニ依リ管海官廳ノ事務ヲ行フ市町村長ハ命令ノ定ムル所ニ依リ船員保險ニ關スル事務ノ一部ヲ行フ

第十七條 次ノ但書を加ふる。但シ官吏及官吏ノ待遇ヲ受クル者(俸給給料ヲ受ケザル者ヲ除ク)ハ此ノ限ニ在ラズ

第二十條第一項中「於テハ政令ノ定ムル所ニ依リ」を於テ其ノ資格ヲ喪失シタル日ヨリ三月以内ニ被保險者ヲラントスル申請ヲ爲ストキハ「」に、同條第二項中「前項」を「第一項」に、「葬祭料」を「寡婦年金、寡夫年金、遺兒年金及葬祭料」に改め、同項ノ前ニ次ノ二項を別える。

前項ニ規定スル期限ヲ經過シタル申請ト雖モ行政廳ニ於テ正當ノ事由アリト認ムルトキハ之ヲ受理スルコトヲ得

第一項ノ申請ヲ爲シタル者ガ初テ納付スベキ保險料ニ付第二十一條第二號ニ掲グル事實アリタルトキハ繼續シテ其ノ被保險者ト爲ラザルシモノト看做ス

第二十一條 前條ノ規定ニ依リ被保險者ハ左ノ各號ノ一ニ該當スルニ至リタルトキハ其ノ資格ヲ喪失ス

一 第十七條第十七條ノ規定ニ依リ被保險者タリシ期間トヲ合算

シテ十五年ニ達シタルトキ

二 保險料ヲ滞納シ第十二條第一項ノ規定ニ依リ指定ノ期限迄ニ其ノ保險料ヲ納付セザルトキ

三 第十七條ノ規定ニ依リ被保險者ト爲リタルトキ

四 第二十條ノ規定ニ依リ被保險者ノ資格ヲ喪失セントスル申請ヲ爲シタルトキ

第十九條ノ規定ハ前條ノ規定ニ依リ被保險者死亡シタル場合ニ之ヲ準用ス

第二十三條 遺族年金ヲ受クベキ遺族ノ範圍ハ被保險者又ハ被保險者タリシ者ノ配偶者、子、父母、孫及祖父母ニシテ被保險者又ハ被保險者タリシ者ノ死亡當時ニ依リ生計ヲ維持シタルモノトス

被保險者又ハ被保險者タリシ者ノ死亡當時胎兒タル子出生シタルトキハ前項ノ規定ヲ適用ニ付テハ出生ノ日ヨリ被保險者又ハ被保險者タリシ者ノ死亡當時ニ依リ生計ヲ維持シタル子ト看做ス

第二十三條ノ二 遺族年金ヲ受クベキ者ノ順位ハ前條第一項ニ掲グル順位ニ依リ但シ父母ニ付テハ養父母ヲ先ニシ養父母ノ後ニシ祖父母ニ付テハ養父母ノ父母ヲ先ニシ養父母ノ父母ノ後ニシ父母ノ養父母ヲ先ニシ養父母ノ後ニシ

先順位者タルベキ者後順位者タル者ヨリ又ハ同順位者タルベキ者ガ其ノ他ノ同順位者タル者ヨリ後ニ生ズルニ至リタルトキハ前項ノ規定ハ其ノ時ヨリ之ヲ適用ス

第二十三條ノ三 被保險者若ハ被保險者タ者ノ死亡當時十六歳以上ノ子若ハ孫又ハ被保險者若ハ被保險

者タリシ者ノ死亡當時六十歳未滿ノ父、母、祖父若ハ祖母ハ被保險者タリシ者ノ死亡當時ヨリ引續キ不具發疾ニ因リ勞働能力ナキトキ

ニ限リ之ニ遺族年金ヲ支給ス

第二十三條ノ四 葬祭料又ハ第三十六條、第三十七條、第四十二條乃至第四十三條ノ規定ニ依リ一時金ヲ受クベキ遺族ノ範圍ハ被保險者又ハ被保險者タリシ者ノ配偶者、子、父母、孫及祖父母トス

葬祭料又ハ第三十六條、第三十七條、第四十二條乃至第四十三條ノ規定ニ依リ一時金ヲ受クベキ者ノ順位ハ前項ニ掲グル順位ニ依ル

第二十三條ノ二第二項ノ場合ニ之ヲ準用ス

第二十三條ノ五 前條第一項ノ規定ニ該當スル者ナキ場合ニ於テハ被保險者又ハ被保險者タリシ者ノ死亡當時其ノ者ニ依リ生計ヲ維持シタル者ニ葬祭料又ハ第三十六條、第三十七條、第四十二條乃至第四十三條ノ規定ニ依リ一時金ヲ支給ス但シ其ノ者ガ二人以上ナル場合ニ於テハ被保險者又ハ被保險者タリシ者ノ遺言又ハ厚生大臣ニ對スル豫告ニ依リ其ノ支給ヲ受クベキ一人ヲ特ニ指定シタルトキハ其ノ者トス

第二十三條ノ六 寡婦年金若ハ寡夫年金又ハ遺兒年金ヲ受クベキ配偶者又ハ子ノ範圍ハ被保險者若ハ被保險者タリシ者又ハ隨着年金ノ支給ヲ受クル者ノ配偶者又ハ子(被保險者若ハ被保險者タリシ者又ハ隨着年金ノ支給ヲ受クル者ノ死亡

當時其ノ者ニ依リ生計ヲ維持シタルモノトス

一 該當スルモノトス

一 被保險者若ハ被保險者タリシ者又ハ隨着年金ノ支給ヲ受クル者ノ死亡當時五十歳以上ノ寡婦

二 被保險者若ハ被保險者タリシ者又ハ隨着年金ノ支給ヲ受クル者ノ死亡當時五十歳未滿ノ寡婦

三 被保險者若ハ被保險者タリシ者又ハ隨着年金ノ支給ヲ受クル者ノ死亡當時五十歳以上ノ寡婦

四 被保險者若ハ被保險者タリシ者又ハ隨着年金ノ支給ヲ受クル者ノ死亡當時五十歳以上ノ寡婦

五 前各號ニ掲グルモノノ外被保險者若ハ被保險者タリシ者又ハ隨着年金ノ支給ヲ受クル者ノ死亡當時ヨリ引續キ不具發疾ニ因リ勞働能力ナキ者

第二十三條第二項ノ規定ハ前項ノ場合ニ之ヲ準用ス

第二十四條中「及遺族年金」を、遺族年金、寡婦年金、寡夫年金、及遺兒年金」に改め、同條ニ次ノ一項を加ふる。

當時其ノ者ニ依リ生計ヲ維持シタルモノトス

一 該當スルモノトス

一 被保險者若ハ被保險者タリシ者又ハ隨着年金ノ支給ヲ受クル者ノ死亡當時五十歳以上ノ寡婦

二 被保險者若ハ被保險者タリシ者又ハ隨着年金ノ支給ヲ受クル者ノ死亡當時五十歳未滿ノ寡婦

三 被保險者若ハ被保險者タリシ者又ハ隨着年金ノ支給ヲ受クル者ノ死亡當時五十歳以上ノ寡婦

四 被保險者若ハ被保險者タリシ者又ハ隨着年金ノ支給ヲ受クル者ノ死亡當時五十歳以上ノ寡婦

五 前各號ニ掲グルモノノ外被保險者若ハ被保險者タリシ者又ハ隨着年金ノ支給ヲ受クル者ノ死亡當時ヨリ引續キ不具發疾ニ因リ勞働能力ナキ者

第二十三條第二項ノ規定ハ前項ノ場合ニ之ヲ準用ス

第二十四條中「及遺族年金」を、遺族年金、寡婦年金、寡夫年金、及遺兒年金」に改め、同條ニ次ノ一項を加ふる。

養老年金、隨着年金、寡婦年金、寡夫年金及遺兒年金(毎年二月、五月、八月及十一月ノ四期ニ於テ

各其ノ前月分迄ヲ支給ス但シ前支給期月ニ支給スベカリシ年金又ハ年金受給者ガ其ノ年金ヲ受クベキ權利ヲ失ヒタル場合ニ於テ其ノ期ノ年金ハ支給期月ニ非ザル時期ニ於テモ之ヲ支給ス

第二十七條ノ二ニ次ノ二項を加ふる。

第二十三條乃至第二十三條ノ三ノ規定ハ前項ノ遺族ノ範圍及順位ニ之ヲ準用ス

前項ノ規定ニ依リ遺族ノ範圍ニ屬スル者ナキ場合ニ於ケル第一項ノ支給金ヲ受クベキ遺族ノ範圍及順位ニ付テハ第二十三條ノ四及第二十三條ノ五ノ規定ヲ準用ス

第二十七條ノ三第三項中「政令ノ定ムル」を削る。

第二十八條第二項を削る。

各其ノ前月分迄ヲ支給ス但シ前支給期月ニ支給スベカリシ年金又ハ年金受給者ガ其ノ年金ヲ受クベキ權利ヲ失ヒタル場合ニ於テ其ノ期ノ年金ハ支給期月ニ非ザル時期ニ於テモ之ヲ支給ス

第二十七條ノ二ニ次ノ二項を加ふる。

第二十三條乃至第二十三條ノ三ノ規定ハ前項ノ遺族ノ範圍及順位ニ之ヲ準用ス

前項ノ規定ニ依リ遺族ノ範圍ニ屬スル者ナキ場合ニ於ケル第一項ノ支給金ヲ受クベキ遺族ノ範圍及順位ニ付テハ第二十三條ノ四及第二十三條ノ五ノ規定ヲ準用ス

第二十七條ノ三第三項中「政令ノ定ムル」を削る。

第二十八條第二項を削る。

第二十八條ノ二中「第一項」を削る。

第二十八條ノ三 保險醫又ハ保險藥劑師ノ命令ノ定ムル所ニ依リ醫師、齒科醫師又ハ藥劑師ニ就キ行政廳前項ノ指定ヲ爲サントスルトキハ當該醫師、齒科醫師又ハ藥劑師ノ同意ヲ得ルコトヲ要ス

第一項ノ規定ニ依リ指定ヲ受ケタル被保險者又ハ保險藥劑師ノ命令ノ定ムル所ニ依リ船員保險ノ診療又ハ藥劑ノ支給ニ關シ行政廳ノ指導ヲ受クベシ

保險醫又ハ保險藥劑師ノ命令ノ定ムル所ニ依リ保險醫又ハ保險藥劑師タルコトヲ辭スルコトヲ得

前項ノ規定ニ依リ保險醫又ハ保險藥劑師ヲ辭セントスル者ハ其ノ辭セントスル日以前一月以上ノ豫告期間ヲ設クベシ

第七部 厚生委員會會議錄第十六号

昭和二十三年六月二十五日

一七

182

第二十八條ノ四 保險醫及保險藥劑師ノ命令ノ定ムル所ニ依リ緊切トシテ

者及被扶養者ノ療養ヲ擔當スベシ保險醫及保險藥劑師ニシテ前項ノ規定ニ依ル療養ヲ擔當スルノ責務ヲ怠ラタルトキハ行政廳ハ前條第一項ノ規定ニ依リ指定ヲ取消スコトヲ得

第二十八條ノ五 保險醫及保險藥劑師又ハ之ヲ使用スル者ガ療養ノ給付ニ關シ行政廳ニ請求スベキ費用ノ額ハ療養ニ要スル費用トス

前項ノ療養ニ要スル費用ハ厚生大臣ノ定ムル所ニ依リ行政廳之ヲ算定ス

第二十九條 療養ノ給付ヲ爲スコト困難ナリト認メタルトキ其ノ他命令ノ定ムル事由アルトキ又ハ被保險者若ハ被保險者タリシ者ガ行政廳ノ指定スル者以外ノ醫師、齒科醫師、其ノ他ノ者ノ診察若ハ手當ヲ受ケタル場合ニ於テ其ノ申請アリタルトキハ行政廳ハ療養ノ給付ニ代ヘテ療養費ヲ支給スルコトヲ得

第二十九條ノ二 前條ノ規定ニ依リ支給スル療養費ノ額ハ療養ニ要スル費用ヲ標準トシテ行政廳ヲ定ム

前項ノ場合ニ於ケル療養費ノ額ハ現ニ要シタル費用ヲ超ユルコトヲ得ズ

第三十條 療養ニ要スル費用ノ算定ニ關シテハ第二十八條ノ五第二項及第三十條ノ規定ヲ準用ス

第三十一條 療養ノ給付及傷病手當

金ノ支給ハ同一ノ疾病又ハ負傷及之ニ因リ發シタル疾病ニ關シ左ニ掲グル事由ニ該當スルニ至リタルトキハ之ヲ爲サズ

一 障害年金又ハ障害年金ヲ受ケルコトヲ得ルニ至リタルトキ

二 前號以外ノ場合ニ於テ療養ノ給付開始後二年ヲ經過スルモ疾病又ハ負傷治癒セザルトキ但シ職務上ノ事由ニ因リ疾病又ハ負傷及之ニ因リ發シタル疾病ニ關シテハ此ノ限ニ在ラズ

第三十二條 被扶養者ガ保險醫及保險藥劑師並ニ行政廳ノ指定スル者ノ中自己ノ選定シタル者ニ就キ療養ヲ受ケタルトキハ被保險者ニ對シ家族療養費トシテ其ノ療養ニ要シタル費用ニ付之ヲ支給ス

家族療養費ノ額ハ療養ニ要スル費用ノ百分ノ五ニ相當スル額トス但シ現ニ支拂フベキ療養ニ要シタル費用ノ百分ノ五ニ相當スル額ヲ超ユルコトヲ得ズ

第三十三條ノ五 前條ノ規定ニ依リ支給スル療養費ノ額ハ療養ニ要スル費用ヲ標準トシテ行政廳ヲ定ム

前項ノ場合ニ於ケル療養費ノ額ハ現ニ要シタル費用ヲ超ユルコトヲ得ズ

第三十三條ノ六 前條ノ規定ニ依リ支給スル療養費ノ額ハ療養ニ要スル費用ヲ標準トシテ行政廳ヲ定ム

前項ノ場合ニ於ケル療養費ノ額ハ現ニ要シタル費用ヲ超ユルコトヲ得ズ

第三十三條ノ七 失業ノ認定ヲ受ケタル者ガ最初ニ出頭シタル船員職業紹介所又ハ公共職業安定所ノ長ニ面接スル場合ニ於テハ當該船員職業紹介所ノ長又ハ當該公共職業安定所ノ長ニ面接スル爲メニ必要ト認メラルル期間ニ於ケル失業ノ認定ヲ行フコトヲ得但シ命令ノ定ムル所ニ依リ求人者ノ證明書ヲ提出スルコトヲ要ス

第三十三條ノ八 天災其ノ他避ケルコトヲ得ザル事故ニ因リ失業ノ認定ヲ受ケタル者ガ失業ノ認定ヲ受ケルコトヲ得ザル場合ニ於テハ當該船員職業紹介所長又ハ當該公共職業安定所長ハ其ノ期間ニ於ケル失業ノ認定ヲ行フコトヲ得但シ居住地ノ官公署ノ證明書ヲ提出スルコトヲ要ス

第三十三條ノ九 第三十三條ノ五第三項中「選セザルトキハ」ノ下は「左ノ區別ニ依リ」を加ヘ、此ノ場合ニ於ケル失業保險金ノ算定ノ方法ハ被守ヲ以テ之ヲ定ム」を削リ、同條第四項ノ前に次ノ二號を加ふる。

一 其ノ收入ノ一日分ニ相當スル額ヨリ五圓ヲ控除シタル額ト其ノ者ニ支給スベキ失業保險ノ日額ノ合算額ガ失業保險金ノ算定ノ基礎ト爲リタル標準報酬日額ノ百分ノ八十二ニ相當スル額ヲ超ユルコトキハ失業保險金ノ全額

二 前號ノ合算額ガ其ノ標準報酬日額ノ百分ノ八十二ニ相當スル額ヲ超ユルコトキハ其ノ超過額ヲ其ノ者ニ支給スベキ失業保險金ノ日額ヨリ控除シタル額但シ當該超過額ガ其ノ者ニ支給スベキ失業保險金ノ日額以上ノ額ナルトキハ此ノ限ニ在ラズ

第三十三條ノ八中「第三十三條ノ

所ノ長又ハ當該公共職業安定所ノ長ハ失業ノ認定ヲ受ケントスル者ガ職業ニ就クコトヲ忌避セルモノト認ムルニ足ル事實アルトキハ其ノ失業ノ認定ヲ受ケベキ回数ヲ増加シ又ハ特ニ必要アリト認ムルトキハ其ノ回数ヲ減ズルコトヲ得

所ノ長又ハ當該公共職業安定所ノ長ハ失業ノ認定ヲ受ケントスル者ガ職業ニ就クコトヲ忌避セルモノト認ムルニ足ル事實アルトキハ其ノ失業ノ認定ヲ受ケベキ回数ヲ増加シ又ハ特ニ必要アリト認ムルトキハ其ノ回数ヲ減ズルコトヲ得

第三十三條ノ六 失業ノ認定ヲ受ケタル者ガ疾病又ハ負傷ニ因リ其ノ認定ヲ受ケタルコトヲ得ザル場合ニ於テ其ノ期間ガ繼續シテ十五日未滿ニシテ且失業ノ認定ヲ受ケル爲出頭スルコト能ハザルニ至リタル日ヨリ起算シ三十日以内ナルトキハ當該船員職業紹介所長又ハ當該公共職業安定所長ハ其ノ期間ニ於ケル失業ノ認定ヲ行フコトヲ得但シ命令ノ定ムル所ニ依リ醫師ノ證明書ヲ提出スルコトヲ要ス

第三十三條ノ七 失業ノ認定ヲ受ケタル者ガ最初ニ出頭シタル船員職業紹介所又ハ公共職業安定所ノ長ニ面接スル場合ニ於テハ當該船員職業紹介所ノ長又ハ當該公共職業安定所ノ長ニ面接スル爲メニ必要ト認メラルル期間ニ於ケル失業ノ認定ヲ行フコトヲ得但シ命令ノ定ムル所ニ依リ求人者ノ證明書ヲ提出スルコトヲ要ス

第三十三條ノ八 天災其ノ他避ケルコトヲ得ザル事故ニ因リ失業ノ認定ヲ受ケタル者ガ失業ノ認定ヲ受ケルコトヲ得ザル場合ニ於テハ當該船員職業紹介所長又ハ當該公共職業安定所長ハ其ノ期間ニ於ケル失業ノ認定ヲ行フコトヲ得但シ居住地ノ官公署ノ證明書ヲ提出スルコトヲ要ス

第三十三條ノ九 第三十三條ノ五第三項中「選セザルトキハ」ノ下は「左ノ區別ニ依リ」を加ヘ、此ノ場合ニ於ケル失業保險金ノ算定ノ方法ハ被守ヲ以テ之ヲ定ム」を削リ、同條第四項ノ前に次ノ二號を加ふる。

一 其ノ收入ノ一日分ニ相當スル額ヨリ五圓ヲ控除シタル額ト其ノ者ニ支給スベキ失業保險ノ日額ノ合算額ガ失業保險金ノ算定ノ基礎ト爲リタル標準報酬日額ノ百分ノ八十二ニ相當スル額ヲ超ユルコトキハ失業保險金ノ全額

二 前號ノ合算額ガ其ノ標準報酬日額ノ百分ノ八十二ニ相當スル額ヲ超ユルコトキハ其ノ超過額ヲ其ノ者ニ支給スベキ失業保險金ノ日額ヨリ控除シタル額但シ當該超過額ガ其ノ者ニ支給スベキ失業保險金ノ日額以上ノ額ナルトキハ此ノ限ニ在ラズ

第三十三條ノ八中「第三十三條ノ

所ノ長又ハ當該公共職業安定所ノ長ハ失業ノ認定ヲ受ケントスル者ガ職業ニ就クコトヲ忌避セルモノト認ムルニ足ル事實アルトキハ其ノ失業ノ認定ヲ受ケベキ回数ヲ増加シ又ハ特ニ必要アリト認ムルトキハ其ノ回数ヲ減ズルコトヲ得

第三十三條ノ六 失業ノ認定ヲ受ケタル者ガ疾病又ハ負傷ニ因リ其ノ認定ヲ受ケタルコトヲ得ザル場合ニ於テ其ノ期間ガ繼續シテ十五日未滿ニシテ且失業ノ認定ヲ受ケル爲出頭スルコト能ハザルニ至リタル日ヨリ起算シ三十日以内ナルトキハ當該船員職業紹介所長又ハ當該公共職業安定所長ハ其ノ期間ニ於ケル失業ノ認定ヲ行フコトヲ得但シ命令ノ定ムル所ニ依リ醫師ノ證明書ヲ提出スルコトヲ要ス

第三十三條ノ七 失業ノ認定ヲ受ケタル者ガ最初ニ出頭シタル船員職業紹介所又ハ公共職業安定所ノ長ニ面接スル場合ニ於テハ當該船員職業紹介所ノ長又ハ當該公共職業安定所ノ長ニ面接スル爲メニ必要ト認メラルル期間ニ於ケル失業ノ認定ヲ行フコトヲ得但シ命令ノ定ムル所ニ依リ求人者ノ證明書ヲ提出スルコトヲ要ス

第三十三條ノ八 天災其ノ他避ケルコトヲ得ザル事故ニ因リ失業ノ認定ヲ受ケタル者ガ失業ノ認定ヲ受ケルコトヲ得ザル場合ニ於テハ當該船員職業紹介所長又ハ當該公共職業安定所長ハ其ノ期間ニ於ケル失業ノ認定ヲ行フコトヲ得但シ居住地ノ官公署ノ證明書ヲ提出スルコトヲ要ス

第三十三條ノ九 第三十三條ノ五第三項中「選セザルトキハ」ノ下は「左ノ區別ニ依リ」を加ヘ、此ノ場合ニ於ケル失業保險金ノ算定ノ方法ハ被守ヲ以テ之ヲ定ム」を削リ、同條第四項ノ前に次ノ二號を加ふる。

一 其ノ收入ノ一日分ニ相當スル額ヨリ五圓ヲ控除シタル額ト其ノ者ニ支給スベキ失業保險ノ日額ノ合算額ガ失業保險金ノ算定ノ基礎ト爲リタル標準報酬日額ノ百分ノ八十二ニ相當スル額ヲ超ユルコトキハ失業保險金ノ全額

二 前號ノ合算額ガ其ノ標準報酬日額ノ百分ノ八十二ニ相當スル額ヲ超ユルコトキハ其ノ超過額ヲ其ノ者ニ支給スベキ失業保險金ノ日額ヨリ控除シタル額但シ當該超過額ガ其ノ者ニ支給スベキ失業保險金ノ日額以上ノ額ナルトキハ此ノ限ニ在ラズ

所ノ長又ハ當該公共職業安定所ノ長ハ失業ノ認定ヲ受ケントスル者ガ職業ニ就クコトヲ忌避セルモノト認ムルニ足ル事實アルトキハ其ノ失業ノ認定ヲ受ケベキ回数ヲ増加シ又ハ特ニ必要アリト認ムルトキハ其ノ回数ヲ減ズルコトヲ得

及第三項ノ規定ヲ準用ス  
第三十一條 療養ノ給付及傷病手當  
其ノ日ノ後一週間ニ二回宛テ行  
フモノトス但シ當該船員職業紹介  
要ス  
本人者ノ遺族ヲ提出スルコトヲ  
在ラズ  
第三十三條ノ八中「第三十三條ノ

六」を「第三十三條ノ十」に改める。  
第三章第二節中に次の一條を加え  
る。  
第三十三條ノ十四 被保險者タリシ  
者ガ船員職業紹介所又ハ公共職業  
安定所ノ紹介シタル職業ニ就ク爲  
其ノ住所ヲ變更スル場合ニ於テハ  
政府ハ被保險者タリシ者及之ニ依  
リ生計ヲ維持シタル家族ノ移轉ニ  
要スル費用ヲ支給スルコトヲ得  
前項ノ費用ノ支給ニ關シ必要ナル  
事項ハ厚生大臣船員保險委員會ノ  
意見ヲ聽キテ之ヲ定ム  
第四十條第一項中「政令ノ定ムル  
期間内」を「其ノ疾病又ハ負傷及之ニ  
因リ發シタル疾病ニ付療養ノ給付ヲ  
受ケタル日ヨリ起算シ二年以内」に  
改メ「政令ノ定ムル程度」を「別表第六ニ  
定ムル程度」に、「又ハ一時金」を別  
表第七ニ定ムル程度ノ發疾ノ状態ニ  
在ル者ニハ其ノ程度ニ應ジ一時金」  
に改める。  
第四十一條に次の一項を加える。  
職務上ノ事由ニ因リ障害年金ノ支  
給ヲ受ケル者ガ更ニ職務上ノ事由  
ニ因リ障害年金ヲ受ケベキ程度ノ  
發疾ト爲リタルトキハ前後ノ發疾  
状態ヲ合シタルモノニ依リ其ノ程  
度ヲ査定ス  
第四十一條ノ二を第四十一條ノ三  
とし、同條の前に次の一條を加え  
る。  
第四十一條ノ二 前條第一項第一號  
ノ規定ニ該當シタルニ因リ障害年  
金ノ支給ヲ受ケル者ニシテ別表第  
六ニ定ムル發疾ノ程度一級乃至三  
級ニ該當スルモノ又ハ同條同項第  
二號ノ規定ニ該當シタルニ因リ障  
害年金ノ支給ヲ受ケル者ニシテ其

ノ發疾ノ状態ガ別表第六ニ定ムル  
第一號乃至第六號ニ該當スルモノ  
ニ左ノ各號ノ一ニ該當スル配偶者  
又ハ子アルトキハ其ノ配偶者又ハ  
子一人ニ付二千四百圓ヲ前條各項  
ノ金額ニ加給ス  
一 障害年金ノ支給ヲ受ケル者ガ  
發疾ト爲リタル當時其ノ者ニ依  
リ生計ヲ維持シタル配偶者又ハ  
十六歳未満ノ子  
二 障害年金ノ支給ヲ受ケル者ガ  
發疾ト爲リタル當時ヨリ引續キ  
不具發疾ニ因リ労働能力ナキ配  
偶者又ハ子  
第四十二條ノ二に次の一項を加え  
る。  
前項ノ規定ハ寡婦年金、寡夫年金  
若ハ遺兒年金ヲ受ケル權利ヲ有ス  
ル者ガ在ル場合ニ於テハ之ヲ適用  
セズ  
第四十二條ノ三第一項中「政令ノ  
定ムル期間内」を「疾病又ハ負傷ニ因  
リ發シタル疾病ニ付療養ノ給付ヲ受  
ケタル日ヨリ起算シ二年以内」に  
改める。  
第四十三條 養老年金及障害年金又  
ハ二以上ノ障害年金ヲ受ケル權利  
ヲ有スル者ニハ左ノ區別ニ依リ其  
ノ一ヲ支給ス  
一 年金額ガ異ナルトキハ其ノ年  
金ノ中最高額ノ年金  
二 養老年金ノ額トガ同ジトキハ  
障害年金  
三 二以上ノ障害年金ノ額ガ同ジ  
トキハ從前ノ障害年金  
前項ニ規定スル者ガ第三十九條第  
一項又ハ第四十四條ノ規定ニ該當  
スルニ至リタルニ因リ養老年金ノ  
支給ヲ停止セラレタルトキ又ハ障

害年金ノ支給ヲ受ケザルニ至リタ  
ルトキハ前項ノ規定ニ依リ支給セ  
ラレザリシ年金ヲ支給ス  
第四十六條 三年以上十五年未満被  
保險者タリシ者ガ死亡シタルトキ  
又ハ被保險者ノ資格ヲ喪失シタル  
後五十歳ヲ超エタルトキ若ハ五十  
歳ヲ超エ被保險者ノ資格ヲ喪失シ  
タルトキハ脱退手當金ヲ支給ス但  
シ職務上ノ事由ニ因リ第四十二條  
ノ三第一項ノ規定ニ依リ期間内ニ  
死亡シタル者ニ付テハ此ノ限ニ在  
ラズ  
六月以上十五年未満被保險者タリ  
シ者ガ職務外ノ事由ニ因リ死亡シ  
タルトキ又ハ女子タル被保險者ニ  
シテ婚姻又ハ分娩ノ爲被保險者ノ  
資格ヲ喪失シタルトキハ前項ノ規  
定ニ拘ラズ脱退手當金ヲ支給ス  
前二項ノ規定ニ拘ラズ現ニ被保險  
者タル者、傷病手當金ノ支給ヲ受  
ケタル者又ハ失業保險金ノ支給ヲ受  
ケタル者ニ對シテハ脱退手當金  
ヲ支給セズ  
第四十七條ノ二中「死亡シタル場  
合」の下ニ「又ハ女子タル被保險者ガ  
婚姻又ハ分娩ノ爲被保險者ノ資格ヲ  
喪失シタル場合」を加える。  
第四十七條ノ三 寡婦年金、寡夫年  
金又ハ第四十九條ノ七ノ規定ニ依  
ル差額ノ支給ヲ受ケル者ニハ脱退  
手當金ヲ支給セズ  
第六節を第七節とし、以下第八節  
まで一節ずつ繰り下げ、第四十九  
條の次に次の一節を加える。  
第六節 寡婦年金、寡夫年金  
及遺兒年金  
第四十九條ノ二 六月以上十五年未  
滿被保險者タリシ者ガ職務外ノ事

由ニ因リ死亡シタルトキ若ハ被保  
險者ノ資格喪失前ニ發シタル疾病  
若ハ負傷及之ニ因リ發シタル疾病  
ニ因リ其ノ資格喪失後二年以内ニ死  
亡シタルトキ又ハ職務外ノ事由ニ  
因リ發疾ト爲リタルニ因リ障害年  
金ノ支給ヲ受ケル者ニシテ其ノ發  
疾ノ状態ガ別表第六ニ定ムル第一  
號乃至第六號ニ該當シタルモノガ  
死亡シタルトキハ其ノ者ノ寡婦若  
ハ寡夫又ハ子ニ對シ寡婦年金若ハ  
寡夫年金又ハ遺兒年金ヲ支給ス但  
シ遺兒年金ハ同一ノ事由ニ因リ寡  
婦年金又ハ寡夫年金ヲ支給スベキ  
期間内ニ之ヲ支給セズ  
第四十九條ノ三 寡婦年金若ハ寡夫  
年金若ハ遺兒年金又ハ遺兒年金ノ  
額ハ平均標準報酬月額ノ二分分ト  
ス  
前項ノ遺兒年金ノ額ハ遺兒年金ヲ  
受ケベキ子二人以上アルトキハ前  
項ノ規定ニ拘ラズ其ノ子ノ中一人  
ヲ除キタル子一人ニ付二千四百圓  
ヲ増額シタル額ヲ以テ遺兒年金ノ  
額トス  
第四十九條ノ四 第二十三條ノ六第  
一項第二號ニ規定スル子アルトキ  
ハ其ノ子一人ニ付二千四百圓ヲ前  
條第一項ノ寡婦年金ノ額ニ加給ス  
第四十九條ノ五 寡婦年金若ハ寡夫  
年金又ハ遺兒年金ヲ受ケル者ガ第  
五十條ノ四各號ノ一ニ該當スルニ  
至リタルトキハ其ノ者ハ寡婦年金  
若ハ寡夫年金又ハ遺兒年金ヲ受ケ  
ル權利ヲ失フ  
第四十九條ノ六 寡婦年金又ハ寡夫  
年金ノ支給ヲ受ケル者ガ一年以上  
所在不明ナルトキハ遺兒年金ノ支  
給ヲ受ケベキ者ノ申請ニ依リ所在

不明中其ノ者ニ支給スベキ寡婦年  
金又ハ寡夫年金ノ支給ヲ停止スル  
コトヲ得  
前項ノ規定ニ依リ寡婦年金又ハ寡  
夫年金ノ支給ヲ停止シタル場合ニ  
於テハ停止期間中遺兒年金ヲ支給  
ス  
第五十條ノ五規定ハ遺兒年金ノ支  
給ヲ受ケル者ガ一年以上所在不明  
ナル場合ニ之ヲ準用ス  
第四十九條ノ七 寡婦年金又ハ寡夫  
年金ヲ受ケル權利ヲ有スル者ガ其  
ノ權利ヲ失ヒタル際（第四十九條  
ノ二ニ規定スル被保險者若ハ被保  
險者タリシ者又ハ障害年金ノ支給  
ヲ受ケル者ノ死亡當時胎兒タル子  
在ルトキハ其ノ子出生ノ際）遺兒  
年金ヲ受ケベキ子ナキトキ又ハ遺  
兒年金ヲ受ケル權利ヲ有スル者ガ  
其ノ權利ヲ失ヒタル際（第四十九  
條ノ二ニ規定スル被保險者若ハ被  
保險者タリシ者又ハ障害年金ノ支  
給ヲ受ケル者ノ死亡當時胎兒タル  
子在ルトキハ其ノ子出生ノ際）他  
ニ遺兒年金ヲ受ケベキ子ナキトキ  
ハ第二項ノ規定ニ依リ一時金ヲ被  
保險者若ハ被保險者タリシ者又ハ  
障害年金ノ支給ヲ受ケル者ノ遺族  
ニ支給ス但シ既ニ受ケタル障害年  
金寡婦年金、寡夫年金、又ハ遺兒  
年金アルトキハ其ノ支給ヲ受ケタ  
ル年金ノ總額ヲ控除シタル殘額ヲ  
一時金トシテ其ノ遺族ニ支給ス  
前項ノ一時金ノ額ハ第四十九條ノ  
二ニ規定スル被保險者若ハ被保險  
者タリシ者又ハ障害年金ノ支給ヲ  
受ケル者ガ死亡シタル場合ニ於テ  
其ノ者又ハ其ノ遺族ガ被保險者若  
ハ被保險者タリシ者又ハ障害年金

第七節 厚生委員會會議第十六号  
昭和二十三年六月二十五日【參議院】  
一九

ノ支給ヲ受クル者ノ死亡ノ際支給ヲ受クルコトヲ得ベカリシ院退手當金ニ相當スル金額トス  
第五十條第三号中「政令ノ定ムル」を削る。  
第五十條ノ二第一項第五号中「政令ノ定ムル」を削る。  
第五十條ノ三に次の一項を加える。

前條第一項第四號又ハ第五號ノ場合ニ於テハ前項ノ規定ニ拘ラズ第四十九條ノ三第二項及第四十九條ノ四ノ規定ヲ準用ス  
第五十條ノ四中「死亡シタルトキ其ノ他政令ヲ以テ定ムル事由」を「左ノ各號ノ一」に改め、「至リタルトキ」の下に「其ノ者」を加え、「後順位者」を「同順位者ナクシテ後順位者」に改め、同條に次の四号を加える。

一 死亡シタルトキ  
二 婚姻（届出ヲ爲サザルモ事實上婚姻關係ト同様ノ事情ニ在ルモノヲ含ム）シタルトキ又ハ養子縁組（届出ヲ爲サザルモ事實上養子縁組ト同様ノ事情ニ在ルモノヲ含ム）ニ因リ養子ト爲リタルトキ  
三 子又ハ孫（被保險者又ハ被保險者タリシ者ノ死亡當時ヨリ引續キ不具癡疾ニ因リ勞働能力ナキ者ヲ除ク）ガ満十六歳ニ達シタルトキ  
四 不具癡疾ニ因リ勞働能力ナキ爲遺族年金ノ支給ヲ受クル男子タル配偶者、子、父母、孫又ハ祖父母ニ付其ノ事情止ミタルトキ

第五十條ノ五第一項中「所在不明ナルトキ」の下に「同順位者又ハ」を、「所在不明中」の下に「其ノ者ニ支給スベキ」を加え、同條第二項中「期間中」の下に「其ノ停止シタル」を加え、「當該次順位者」を同順位者又ハ次順位者」に改める。  
第五十條ノ六中「後順位者」を「者」に改め、同條第五号中「政令ノ定ムル」を削る。

第三章第七節中第五十條ノ七の次は次の一條を加える。  
第五十條ノ八 被扶養者死亡シタルトキハ被保險者ニ對シ家族葬祭料トシテ標準報酬月額ノ一月分ニ相當スル金額ヲ支給ス  
第五十一條第一項中「若ハ葬祭料」を「寡婦年金、寡夫年金、遺兒年金若ハ葬祭料」に、同條第二項中「若ハ第五十條ノ六」を「第四十九條ノ七若ハ第五十條ノ六」に、「又ハ葬祭料」を、「寡婦年金、寡夫年金、遺兒年金又ハ葬祭料」に、「後順位者」を「同順位者又ハ後順位者」に改める。

第五十五條 行政廳は詐欺其ノ他不正ノ行爲ニ依リ保險給付ヲ受ケ又ハ受ケントシタル者ニ對シテハ六月以内ノ期間ヲ定メ其ノ者ニ支給スベキ傷病手當金ノ全部又ハ一部ヲ支給セザル旨ノ決定ヲ爲スコトヲ得但シ詐欺其ノ他不正ノ行爲アリタル日ヨリ一年ヲ経過シタルトキハ此ノ限ニ在ラズ  
第五十七條中「又ハ遺族年金」を「遺族年金、寡婦年金、寡夫年金又ハ遺兒年金」に改める。  
第五十七條ノ三を削る。  
第五十八條第一項中「及葬祭料ヲ除クノ外政令ノ定ムル所ニ依リ」を

「葬祭料及船員法ノ規定ニ依リ災害補償ヲ受クベキ者ノ本法ノ規定ニ依リ受クル保險給付ニシテ其ノ災害補償ニ相當スルモノニ要スル費用ヲ除クノ外」に改める。  
第五十九條第四項第一号中「十九圓二十錢」を「十九圓六十錢」に、同項第二号中「十七圓」を「十七圓四十錢」に、同項第三号中「十二圓二十錢」を「十圓」に改める。  
第六十條第一号中「十九・二分ノ七・九」を「十九・六分ノ八・一」に、「十九・二分ノ十一・三」を「十九・六分ノ十一・五」に、同條第二号中「十七分ノ六・八」を「十七分・四分ノ七」に、「十七分ノ十二」を「十七・四分ノ十・四」に改める。  
第六十條第一項を次のように改める。

船類所有者ハ被保險者ニ對シ報酬ヲ支拂フ場合ニ於テハ被保險者ノ負擔スベキ前月分ノ保險料（支拂フ報酬ガ二月以上ノ期間ニ對スルモノナルトキハ其ノ期間ニ係ル保險料）ヲ其ノ報酬ヨリ控除スルコトヲ得被保險者ヲ使用セザルニ至リタル場合ニ於テハ其ノ月分ノ保險料ヲモ控除スルコトヲ得  
第四章中第六十二條の次に次の二條を加える。  
第六十二條ノ二 毎月ノ保險料ハ翌月末日迄ニ之ヲ納付スベシ但シ第二十二條ノ規定ニ依リ被保險者ノ納付スベキ保險料ニ付テハ其ノ月ノ十日迄トス  
行政廳ハ保險料納入ノ告知ヲ爲シタル後ニ於テ告知シタル保險料額ガ當該納付義務者ノ納付スベキ保險料額ヲ超過スルコトヲ知りタルトキ又ハ納付シタル保險料額ガ當該納付義務者ノ納付スベキ保險料額ヲ超過スルコトヲ知りタルトキ又ハ納付シタル保險料額ガ當該納付義務者ノ納付スベキ保險料額ヲ超過スルコトヲ知りタルトキ

トキ又ハ納付シタル保險料額ガ當該納付義務者ノ納付スベキ保險料額ヲ超過スルコトヲ知りタルトキハ其ノ超過部分ニ關スル納入ノ告知又ハ納付ハ其ノ告知又ハ納付ヲ爲シタル後六月以内ノ期日ニ於テ納付セラルベキ保險料ニ對シ納期ヲ繰上ゲ之ヲ爲シタルモノト看做スコトヲ得  
前項ノ規定ニ依リ納期ヲ繰上ゲ納入ノ告知又ハ納付ヲ爲シタルモノト看做シタルトキハ行政廳ハ其ノ當該納付義務者ニ通知スベシ  
第六十條ノ三 保險料納付義務者ガ左ノ各號ノ一ニ該當スルトキハ納期前ト雖モ保險料ハ總テ之ヲ徵收スルコトヲ得  
一 國稅、地方稅其ノ他ノ公課ノ滯納ニ因リ滯納處分ヲ受クルトキ  
二 強制執行ヲ受クルトキ  
三 破産ノ宣告ヲ受ケタルトキ  
四 競賣ノ開始アリタルトキ  
五 被保險者ノ使用セラルル法人ガ解散ヲ爲シタルトキ  
前項ノ規定ハ被保險者ノ乘組又ハ乘組ムベキ船舶ニ付船舶所有者ノ變更アリタル場合及被保險者ノ乘組又ハ乘組ムベキ船舶ガ滅失シ、沈没シ又ハ全ク運航ニ堪ヘザルニ至リタル場合ニ之ヲ準用ス  
「第五章 審査ノ請求、訴願及訴訟」を「第五章 審査ノ請求及訴訟」に改める。  
第六十三條ノ二を削る。  
第六十四條中「主務大臣ニ訴願スルコトヲ得」を「船員保險審査會ニ審査ヲ請求スルコトヲ得」に改める。  
第六十五條 保險審査會ハ各都道府

縣ニ之ヲ置キ二級ノ地方事務官ニ就キ厚生大臣之ヲ命ズ  
第六十五條ノ二 船員保險審査會ハ厚生省ニ之ヲ置ク  
第六十五條ノ三 船員保險審査會ハ被保險者ヲ代表スル委員、船舶所有者ヲ代表スル委員及公益ヲ代表スル委員各三人ヲ以テ之ヲ組織シ各委員ハ厚生大臣之ヲ委嘱ス  
第六十五條ノ四 委員ノ任期ハ三年トシ一年毎ニ委員ノ數ノ三分ノ一ヲ委嘱ス  
委員ニ缺員ヲ生ジタルトキ新ニ委嘱セラレタル委員ノ任期ハ前任者ノ殘任期間トス  
第六十五條ノ五 船員保險審査會ニ公益ヲ代表スル委員中ヨリ委員ノ選舉セル會長一人ヲ置ク  
會長事故アルトキハ前項ノ規定ニ準ジ選舉セラレタル者其ノ職務ヲ代理ス  
第六十五條ノ六 船員保險審査會ハ被保險者ヲ代表スル委員、船舶所有者ヲ代表スル委員及公益ヲ代表スル委員夫々一人以上出席スルニ非ザレバ議事ヲ開キ議決ヲ爲スコトヲ得ズ  
第六十五條ノ七 船員保險審査會ノ審査ハ出席シタル委員ノ半數ヲ以テ之ヲ決シ可否同數ナルトキハ會長ノ決スル所ニ依ル  
第六十五條ノ八 保險給付ニ關スル決定ニ關シ不服アル者保險審査官ニ審査ヲ請求スル場合ハ其ノ保險給付ニ關スル決定ヲ爲シタル都道府縣知事ノ管轄區域、公共職業安定所若ハ船員職業紹介所ノ所在地又ハ厚生大臣ガ其ノ保險給付ニ關スル決定ヲ爲シタル場合ニ於テハ

縣ニ之ヲ置キ二級ノ地方事務官ニ就キ厚生大臣之ヲ命ズ  
第六十五條ノ二 船員保險審査會ハ厚生省ニ之ヲ置ク  
第六十五條ノ三 船員保險審査會ハ被保險者ヲ代表スル委員、船舶所有者ヲ代表スル委員及公益ヲ代表スル委員各三人ヲ以テ之ヲ組織シ各委員ハ厚生大臣之ヲ委嘱ス  
第六十五條ノ四 委員ノ任期ハ三年トシ一年毎ニ委員ノ數ノ三分ノ一ヲ委嘱ス  
委員ニ缺員ヲ生ジタルトキ新ニ委嘱セラレタル委員ノ任期ハ前任者ノ殘任期間トス  
第六十五條ノ五 船員保險審査會ニ公益ヲ代表スル委員中ヨリ委員ノ選舉セル會長一人ヲ置ク  
會長事故アルトキハ前項ノ規定ニ準ジ選舉セラレタル者其ノ職務ヲ代理ス  
第六十五條ノ六 船員保險審査會ハ被保險者ヲ代表スル委員、船舶所有者ヲ代表スル委員及公益ヲ代表スル委員夫々一人以上出席スルニ非ザレバ議事ヲ開キ議決ヲ爲スコトヲ得ズ  
第六十五條ノ七 船員保險審査會ノ審査ハ出席シタル委員ノ半數ヲ以テ之ヲ決シ可否同數ナルトキハ會長ノ決スル所ニ依ル  
第六十五條ノ八 保險給付ニ關スル決定ニ關シ不服アル者保險審査官ニ審査ヲ請求スル場合ハ其ノ保險給付ニ關スル決定ヲ爲シタル都道府縣知事ノ管轄區域、公共職業安定所若ハ船員職業紹介所ノ所在地又ハ厚生大臣ガ其ノ保險給付ニ關スル決定ヲ爲シタル場合ニ於テハ

縣ニ之ヲ置キ二級ノ地方事務官ニ就キ厚生大臣之ヲ命ズ  
第六十五條ノ二 船員保險審査會ハ厚生省ニ之ヲ置ク  
第六十五條ノ三 船員保險審査會ハ被保險者ヲ代表スル委員、船舶所有者ヲ代表スル委員及公益ヲ代表スル委員各三人ヲ以テ之ヲ組織シ各委員ハ厚生大臣之ヲ委嘱ス  
第六十五條ノ四 委員ノ任期ハ三年トシ一年毎ニ委員ノ數ノ三分ノ一ヲ委嘱ス  
委員ニ缺員ヲ生ジタルトキ新ニ委嘱セラレタル委員ノ任期ハ前任者ノ殘任期間トス  
第六十五條ノ五 船員保險審査會ニ公益ヲ代表スル委員中ヨリ委員ノ選舉セル會長一人ヲ置ク  
會長事故アルトキハ前項ノ規定ニ準ジ選舉セラレタル者其ノ職務ヲ代理ス  
第六十五條ノ六 船員保險審査會ハ被保險者ヲ代表スル委員、船舶所有者ヲ代表スル委員及公益ヲ代表スル委員夫々一人以上出席スルニ非ザレバ議事ヲ開キ議決ヲ爲スコトヲ得ズ  
第六十五條ノ七 船員保險審査會ノ審査ハ出席シタル委員ノ半數ヲ以テ之ヲ決シ可否同數ナルトキハ會長ノ決スル所ニ依ル  
第六十五條ノ八 保險給付ニ關スル決定ニ關シ不服アル者保險審査官ニ審査ヲ請求スル場合ハ其ノ保險給付ニ關スル決定ヲ爲シタル都道府縣知事ノ管轄區域、公共職業安定所若ハ船員職業紹介所ノ所在地又ハ厚生大臣ガ其ノ保險給付ニ關スル決定ヲ爲シタル場合ニ於テハ

縣ニ之ヲ置キ二級ノ地方事務官ニ就キ厚生大臣之ヲ命ズ  
第六十五條ノ二 船員保險審査會ハ厚生省ニ之ヲ置ク  
第六十五條ノ三 船員保險審査會ハ被保險者ヲ代表スル委員、船舶所有者ヲ代表スル委員及公益ヲ代表スル委員各三人ヲ以テ之ヲ組織シ各委員ハ厚生大臣之ヲ委嘱ス  
第六十五條ノ四 委員ノ任期ハ三年トシ一年毎ニ委員ノ數ノ三分ノ一ヲ委嘱ス  
委員ニ缺員ヲ生ジタルトキ新ニ委嘱セラレタル委員ノ任期ハ前任者ノ殘任期間トス  
第六十五條ノ五 船員保險審査會ニ公益ヲ代表スル委員中ヨリ委員ノ選舉セル會長一人ヲ置ク  
會長事故アルトキハ前項ノ規定ニ準ジ選舉セラレタル者其ノ職務ヲ代理ス  
第六十五條ノ六 船員保險審査會ハ被保險者ヲ代表スル委員、船舶所有者ヲ代表スル委員及公益ヲ代表スル委員夫々一人以上出席スルニ非ザレバ議事ヲ開キ議決ヲ爲スコトヲ得ズ  
第六十五條ノ七 船員保險審査會ノ審査ハ出席シタル委員ノ半數ヲ以テ之ヲ決シ可否同數ナルトキハ會長ノ決スル所ニ依ル  
第六十五條ノ八 保險給付ニ關スル決定ニ關シ不服アル者保險審査官ニ審査ヲ請求スル場合ハ其ノ保險給付ニ關スル決定ヲ爲シタル都道府縣知事ノ管轄區域、公共職業安定所若ハ船員職業紹介所ノ所在地又ハ厚生大臣ガ其ノ保險給付ニ關スル決定ヲ爲シタル場合ニ於テハ

縣ニ之ヲ置キ二級ノ地方事務官ニ就キ厚生大臣之ヲ命ズ  
第六十五條ノ二 船員保險審査會ハ厚生省ニ之ヲ置ク  
第六十五條ノ三 船員保險審査會ハ被保險者ヲ代表スル委員、船舶所有者ヲ代表スル委員及公益ヲ代表スル委員各三人ヲ以テ之ヲ組織シ各委員ハ厚生大臣之ヲ委嘱ス  
第六十五條ノ四 委員ノ任期ハ三年トシ一年毎ニ委員ノ數ノ三分ノ一ヲ委嘱ス  
委員ニ缺員ヲ生ジタルトキ新ニ委嘱セラレタル委員ノ任期ハ前任者ノ殘任期間トス  
第六十五條ノ五 船員保險審査會ニ公益ヲ代表スル委員中ヨリ委員ノ選舉セル會長一人ヲ置ク  
會長事故アルトキハ前項ノ規定ニ準ジ選舉セラレタル者其ノ職務ヲ代理ス  
第六十五條ノ六 船員保險審査會ハ被保險者ヲ代表スル委員、船舶所有者ヲ代表スル委員及公益ヲ代表スル委員夫々一人以上出席スルニ非ザレバ議事ヲ開キ議決ヲ爲スコトヲ得ズ  
第六十五條ノ七 船員保險審査會ノ審査ハ出席シタル委員ノ半數ヲ以テ之ヲ決シ可否同數ナルトキハ會長ノ決スル所ニ依ル  
第六十五條ノ八 保險給付ニ關スル決定ニ關シ不服アル者保險審査官ニ審査ヲ請求スル場合ハ其ノ保險給付ニ關スル決定ヲ爲シタル都道府縣知事ノ管轄區域、公共職業安定所若ハ船員職業紹介所ノ所在地又ハ厚生大臣ガ其ノ保險給付ニ關スル決定ヲ爲シタル場合ニ於テハ

縣ニ之ヲ置キ二級ノ地方事務官ニ就キ厚生大臣之ヲ命ズ  
第六十五條ノ二 船員保險審査會ハ厚生省ニ之ヲ置ク  
第六十五條ノ三 船員保險審査會ハ被保險者ヲ代表スル委員、船舶所有者ヲ代表スル委員及公益ヲ代表スル委員各三人ヲ以テ之ヲ組織シ各委員ハ厚生大臣之ヲ委嘱ス  
第六十五條ノ四 委員ノ任期ハ三年トシ一年毎ニ委員ノ數ノ三分ノ一ヲ委嘱ス  
委員ニ缺員ヲ生ジタルトキ新ニ委嘱セラレタル委員ノ任期ハ前任者ノ殘任期間トス  
第六十五條ノ五 船員保險審査會ニ公益ヲ代表スル委員中ヨリ委員ノ選舉セル會長一人ヲ置ク  
會長事故アルトキハ前項ノ規定ニ準ジ選舉セラレタル者其ノ職務ヲ代理ス  
第六十五條ノ六 船員保險審査會ハ被保險者ヲ代表スル委員、船舶所有者ヲ代表スル委員及公益ヲ代表スル委員夫々一人以上出席スルニ非ザレバ議事ヲ開キ議決ヲ爲スコトヲ得ズ  
第六十五條ノ七 船員保險審査會ノ審査ハ出席シタル委員ノ半數ヲ以テ之ヲ決シ可否同數ナルトキハ會長ノ決スル所ニ依ル  
第六十五條ノ八 保險給付ニ關スル決定ニ關シ不服アル者保險審査官ニ審査ヲ請求スル場合ハ其ノ保險給付ニ關スル決定ヲ爲シタル都道府縣知事ノ管轄區域、公共職業安定所若ハ船員職業紹介所ノ所在地又ハ厚生大臣ガ其ノ保險給付ニ關スル決定ヲ爲シタル場合ニ於テハ

縣ニ之ヲ置キ二級ノ地方事務官ニ就キ厚生大臣之ヲ命ズ  
第六十五條ノ二 船員保險審査會ハ厚生省ニ之ヲ置ク  
第六十五條ノ三 船員保險審査會ハ被保險者ヲ代表スル委員、船舶所有者ヲ代表スル委員及公益ヲ代表スル委員各三人ヲ以テ之ヲ組織シ各委員ハ厚生大臣之ヲ委嘱ス  
第六十五條ノ四 委員ノ任期ハ三年トシ一年毎ニ委員ノ數ノ三分ノ一ヲ委嘱ス  
委員ニ缺員ヲ生ジタルトキ新ニ委嘱セラレタル委員ノ任期ハ前任者ノ殘任期間トス  
第六十五條ノ五 船員保險審査會ニ公益ヲ代表スル委員中ヨリ委員ノ選舉セル會長一人ヲ置ク  
會長事故アルトキハ前項ノ規定ニ準ジ選舉セラレタル者其ノ職務ヲ代理ス  
第六十五條ノ六 船員保險審査會ハ被保險者ヲ代表スル委員、船舶所有者ヲ代表スル委員及公益ヲ代表スル委員夫々一人以上出席スルニ非ザレバ議事ヲ開キ議決ヲ爲スコトヲ得ズ  
第六十五條ノ七 船員保險審査會ノ審査ハ出席シタル委員ノ半數ヲ以テ之ヲ決シ可否同數ナルトキハ會長ノ決スル所ニ依ル  
第六十五條ノ八 保險給付ニ關スル決定ニ關シ不服アル者保險審査官ニ審査ヲ請求スル場合ハ其ノ保險給付ニ關スル決定ヲ爲シタル都道府縣知事ノ管轄區域、公共職業安定所若ハ船員職業紹介所ノ所在地又ハ厚生大臣ガ其ノ保險給付ニ關スル決定ヲ爲シタル場合ニ於テハ

第五十條ノ五第一項中「所在不明」

第五十八條第一項中「及葬料ヲ除クノ外政令ノ定ムル所ニ依リ」を

第六十五條ノ五第一項中「所在不明」

第六十五條ノ五第一項中「所在不明」

第六十五條ノ五第一項中「所在不明」

請求者ノ所在地ヲ管轄スル保險審  
査官ニ之ヲ爲スベシ

前項ノ請求ハ其ノ保險給付ニ關ス  
ル決定ヲ爲シタル都道府縣知事、

公共職業安定所若ハ船員職業紹介  
所又ハ請求者ノ居住地ヲ管轄スル

都道府縣知事若ハ保險審査官ヲ經  
由シテ之ヲ爲スコトヲ得

審査ノ請求ガ管轄連ナルトキハ保  
險審査官ハ連ニ之ヲ所轄保險審査

官ニ移送シ且其ノ旨ヲ請求者ニ通  
知スベシ

第六十五條ノ九 保險審査官又ハ船  
員保險審査會ニ對スル審査ノ請求

ハ書面又ハ口頭ニ依リ之ヲ爲スコ  
トヲ得

第六十五條ノ十 保險審査官又ハ船  
員保險審査會審査ノ請求ヲ受ケタ

ルトキハ連ニ當事者ノ説明ヲ聽取  
シ審査ヲ爲スベシ但シ保險給付ヲ

受クベキ者ガ出頭スルコト困難ナ  
ルトキハ此ノ手續ヲ省キ文書ニ依

リ審査ヲ爲スコトヲ得

第六十五條ノ十一 保險審査官又ハ  
船員保險審査會審査ノ爲必要アリ

ト認ムルトキハ保險給付ニ關スル  
決定ヲ爲シタル者、船舶所有者、

ル決定ヲ爲シタル者、船舶所有者、  
保險給付ヲ受クベキ者又ハ其ノ他

ノ利害關係人若ハ參考人ハ保險審  
査官又ハ船員保險審査會ニ對シ意

見ヲ述ベ参考書類ヲ提示スルコト  
ヲ得

保險給付ヲ受クベキ者ハ審査ノ場  
合ニ於テ補佐人ヲ必要トスルトキ

ハ補佐人一人ト共ニ出頭スルコト  
ヲ得

審査ノ爲出頭スベキ者出頭スルコ  
ト能ハザルトキハ其ノ者ハ代理人

ヲ出頭セシムルコトヲ得

第六十五條ノ十三 保險審査官又ハ  
船員保險審査會ハ事件ノ一部ガ審

査ノ決定ヲ爲スニ熟シタルトキハ  
其ノ部分ニ付テ決定ヲ爲スコト

ヲ得

第六十五條ノ十四 保險審査官又ハ  
船員保險審査會審査ノ決定ヲ爲ス

場合ハ理由ヲ附シ文書ヲ以テ之ヲ  
爲スベシ

第六十五條ノ十五 審査ノ請求者ガ審  
査ノ決定前ニ死亡シタルトキハ承

継人ニ於テ審査ノ請求手續ヲ受繼  
グモノトス

前項ノ訴ノ提起ニ付テハ民事訴訟  
法第五百八條第二項及第五百十

九條ノ規定ヲ準用ス

第六十七條ノ二 保險審査官及船員  
保險審査會ノ事務ニ關シテハ政令

ヲ以テ之ヲ定ム

附則第二項及第三項を次のように  
改める。

昭和十五年六月一日前十五年間ニ  
於テ第十七條ノ規定ニ依リ被保險

者ト爲ルベキ資格ヲ有スル船員ト  
シテ五年以上船舶ニ乗組ミタル者

ガ四十五歳ヲ超ニ被保險者ノ資格  
ヲ喪失シタル場合ニ於テ同日前十

五年間ニ於テ船舶ニ乗組ミタル期  
間ト被保險者タリシ期間トヲ合算

シ十五年以上ニ達スルモ十五年以  
上被保險者タリシ者ニ非ザルトキ

ハ其ノ者ニ對スル脱退手當金ノ額  
ハ第四十六條及第四十七條ノ規定

ニ拘ラズ被保險者タリシ全期間ノ  
平均標準報酬月額ニ別表第八ニ定

ムル月數ヲ乘ジテ得タル金額トス  
但シ障害手當金ノ支給ヲ受クル者

ニ支給スル額ノ障害手當金ノ額ト  
合算シテ被保險者タリシ全期間ノ

別表第三條  
保險者タリシ期間 月 數

三年以上 三〇月

四年以上 四〇月

五年以上 五〇月

六年以上 六〇月

七年以上 七〇月

八年以上 八〇月

九年以上 一〇〇月

一〇年以上 一一〇月

一一年以上 一三〇月

二一年以上 一四〇月

三一年以上 一六〇月

四一年以上 一八〇月

別表第五を次のように改める。

別表第五  
標準報酬月額ノ平均額

一 二十圓未満 八〇%

二 二十圓以上二十五圓未満 七七%

三 二十五圓以上三十圓未満 七五%

四 三十圓以上三十五圓未満 七三%

五 三十五圓以上四十圓未満 七〇%

六 四十圓以上四十五圓未満 六七%

七 四十五圓以上五十圓未満 六五%

八 五十圓以上五十五圓未満 六三%

九 五十五圓以上百圓未満 六〇%

一〇 百圓以上百十圓未満 五九%

別表第五の次に次の三表を加え

る。

備考  
一 本表ニ依リ算出シタル各級ノ支給日額ガ次級ノ最低日額ヲ超ニルトキハ其ノ次級ノ最低日額ヲ以テ支給日額トス

二 失業保險金ニ付テ失業保險法第十七條第五項及第六項ノ規定ニ依リ失業保險金額表ガ改正セラレ其ノ效力ノ生ジタル場合ニ於テハ第十七級及第十八級中「百八十圓」ヲ「百九十圓」ニ引上げテ下順次第二十三級迄各十圓ヲ遞増シタル額ニ變更シ本表ヲ適用スルモノトス

一	百十圓以上二百十圓未満	五八
二	百二十圓以上三百圓未満	五六
三	百三十圓以上四百圓未満	五四
四	百四十圓以上五百圓未満	五三
五	百五十圓以上六百圓未満	五一
六	百六十圓以上七百圓未満	五〇
七	百七十圓以上八百圓未満	四九
八	百八十圓以上九百圓未満	四八
九	百九十圓以上二百圓未満	四六
一〇	二百圓以上二百十圓未満	四四
一一	二百十圓以上二百二十圓未満	四三
一二	二百二十圓以上二百三十圓未満	四一
一三	二百三十圓以上二百四十圓未満	四〇

別表第六

職務上ノ事由ニ因ル發疾	職務外ノ事由ニ因ル發疾	發疾ノ程度ノ番號	
		發疾ノ状態	番號
障青年金ヲ支給スベキ程度ノ發疾ノ状態	職務外ノ事由ニ因ル發疾	一 兩眼ヲ失明シタルモノ 二 咀嚼及言語ノ機能ヲ發シタルモノ 三 精神ニ著シキ障害ヲ殘シ當ニ介護ヲ要スルモノ 四 胸腹部臟器ノ機能ニ著シキ障害ヲ殘シ當ニ介護ヲ要スルモノ 五 半身不隨ト爲リタルモノ 六 兩上肢ヲ肘關節以上ニテ失ヒタルモノ 七 兩上肢ノ用ヲ全廢シタルモノ 八 兩下肢膝關節以上ニテ失ヒタルモノ 九 兩下肢ノ用ヲ全廢シタルモノ	一 兩眼ノ視力〇、〇二以下ニ減ジタルモノ 二 一眼失明シ他眼ノ視力〇、〇六以下ニ減ジタルモノ 三 精神ニ著シキ障害ヲ殘シ當ニ介護ヲ要スルモノ 四 胸腹部臟器ノ機能ニ著シキ障害ヲ殘シ當ニ介護ヲ要スルモノ 五 十指ヲ失ヒタルモノ 六 前各號ニ掲グルモノノ外ニ精神又ハ身體ノ機能ニ高度ノ障害ヲ殘シ職務能力ヲ喪失シタルモノ 七 兩眼ノ視力〇、一以下ニ減ジタルモノ 八 鼓膜ノ大部分ノ缺損其ノ他ニ因リ兩耳ノ聽力耳鼓ニ接セザレバ大聲ヲ解シ得ザル程度以上ノモノ 九 咀嚼及言語又ハ咀嚼若ハ言語ノ機能ニ著シキ障害ヲ殘スモノ 十 脊柱ノ機能ニ著シキ障害ヲ殘スモノ 十一 一上肢ヲ腕關節以上ニテ失ヒタルモノ 十二 一上肢ヲ足關節以上ニテ失ヒタルモノ 十三 一上肢ノ三大關節中ノ二關節又ハ三關節ノ用ヲ發シタルモノ
一 一眼失明シ他眼ノ視力〇、〇六以下ニ減ジタルモノ	一 兩眼ノ視力〇、〇二以下ニ減ジタルモノ 二 一眼失明シ他眼ノ視力〇、〇六以下ニ減ジタルモノ	一 兩眼ノ視力〇、〇二以下ニ減ジタルモノ 二 一眼失明シ他眼ノ視力〇、〇六以下ニ減ジタルモノ 三 精神ニ著シキ障害ヲ殘シ當ニ介護ヲ要スルモノ 四 胸腹部臟器ノ機能ニ著シキ障害ヲ殘シ當ニ介護ヲ要スルモノ 五 十指ヲ失ヒタルモノ 六 前各號ニ掲グルモノノ外ニ精神又ハ身體ノ機能ニ高度ノ障害ヲ殘シ職務能力ヲ喪失シタルモノ 七 兩眼ノ視力〇、一以下ニ減ジタルモノ 八 鼓膜ノ大部分ノ缺損其ノ他ニ因リ兩耳ノ聽力耳鼓ニ接セザレバ大聲ヲ解シ得ザル程度以上ノモノ 九 咀嚼及言語又ハ咀嚼若ハ言語ノ機能ニ著シキ障害ヲ殘スモノ 十 脊柱ノ機能ニ著シキ障害ヲ殘スモノ 十一 一上肢ヲ腕關節以上ニテ失ヒタルモノ 十二 一上肢ヲ足關節以上ニテ失ヒタルモノ 十三 一上肢ノ三大關節中ノ二關節又ハ三關節ノ用ヲ發シタルモノ	一 兩眼ノ視力〇、〇二以下ニ減ジタルモノ 二 一眼失明シ他眼ノ視力〇、〇六以下ニ減ジタルモノ 三 精神ニ著シキ障害ヲ殘シ當ニ介護ヲ要スルモノ 四 胸腹部臟器ノ機能ニ著シキ障害ヲ殘シ當ニ介護ヲ要スルモノ 五 十指ヲ失ヒタルモノ 六 前各號ニ掲グルモノノ外ニ精神又ハ身體ノ機能ニ高度ノ障害ヲ殘シ職務能力ヲ喪失シタルモノ 七 兩眼ノ視力〇、一以下ニ減ジタルモノ 八 鼓膜ノ大部分ノ缺損其ノ他ニ因リ兩耳ノ聽力耳鼓ニ接セザレバ大聲ヲ解シ得ザル程度以上ノモノ 九 咀嚼及言語又ハ咀嚼若ハ言語ノ機能ニ著シキ障害ヲ殘スモノ 十 脊柱ノ機能ニ著シキ障害ヲ殘スモノ 十一 一上肢ヲ腕關節以上ニテ失ヒタルモノ 十二 一上肢ヲ足關節以上ニテ失ヒタルモノ 十三 一上肢ノ三大關節中ノ二關節又ハ三關節ノ用ヲ發シタルモノ
二 咀嚼又ハ言語ノ機能ヲ發シタルモノ 三 精神ニ著シキ障害ヲ殘シ終身職務ニ服スルコト得ザルモノ 四 胸腹部臟器ノ機能ニ著シキ障害ヲ殘シ終身職務ニ服スルコトヲ得ザルモノ 五 十指ヲ失ヒタルモノ	二 咀嚼又ハ言語ノ機能ニ著シキ障害ヲ殘シ終身職務ニ服スルコト得ザルモノ 三 精神ニ著シキ障害ヲ殘シ終身職務ニ服スルコト得ザルモノ 四 胸腹部臟器ノ機能ニ著シキ障害ヲ殘シ終身職務ニ服スルコト得ザルモノ 五 十指ヲ失ヒタルモノ	一 兩眼ノ視力〇、〇六以下ニ減ジタルモノ 二 咀嚼及言語ノ機能ニ著シキ障害ヲ殘スモノ 三 鼓膜ノ全部ノ缺損其ノ他ニ因リ兩耳ヲ全ク變シタルモノ 四 一上肢ヲ肘關節以上ニテ失ヒタルモノ 五 一上肢ヲ膝關節以上ニテ失ヒタルモノ 六 十指ノ用ヲ發シタルモノ 七 兩足ヲ「リスフラン」關節以上ニテ失ヒタルモノ	一 兩眼ノ視力〇、〇六以下ニ減ジタルモノ 二 咀嚼及言語ノ機能ニ著シキ障害ヲ殘スモノ 三 鼓膜ノ全部ノ缺損其ノ他ニ因リ兩耳ヲ全ク變シタルモノ 四 一上肢ヲ肘關節以上ニテ失ヒタルモノ 五 一上肢ヲ膝關節以上ニテ失ヒタルモノ 六 十指ノ用ヲ發シタルモノ 七 兩足ヲ「リスフラン」關節以上ニテ失ヒタルモノ
一 一眼失明シ他眼ノ視力〇、一以下ニ減ジタルモノ 二 一上肢ヲ腕關節以上ニテ失ヒタルモノ 三 一上肢ヲ足關節以上ニテ失ヒタルモノ 四 一上肢ノ用ヲ全廢シタルモノ 五 一上肢ノ用ヲ全廢シタルモノ	一 一眼失明シ他眼ノ視力〇、一以下ニ減ジタルモノ 二 一上肢ヲ腕關節以上ニテ失ヒタルモノ 三 一上肢ヲ足關節以上ニテ失ヒタルモノ 四 一上肢ノ用ヲ全廢シタルモノ 五 一上肢ノ用ヲ全廢シタルモノ	一 一眼失明シ他眼ノ視力〇、一以下ニ減ジタルモノ 二 一上肢ヲ腕關節以上ニテ失ヒタルモノ 三 一上肢ヲ足關節以上ニテ失ヒタルモノ 四 一上肢ノ用ヲ全廢シタルモノ 五 一上肢ノ用ヲ全廢シタルモノ	一 一眼失明シ他眼ノ視力〇、一以下ニ減ジタルモノ 二 一上肢ヲ腕關節以上ニテ失ヒタルモノ 三 一上肢ヲ足關節以上ニテ失ヒタルモノ 四 一上肢ノ用ヲ全廢シタルモノ 五 一上肢ノ用ヲ全廢シタルモノ
六十趾ヲ失ヒタルモノ	六十趾ヲ失ヒタルモノ	六十趾ヲ失ヒタルモノ	六十趾ヲ失ヒタルモノ

備考

一 各級各號又ハ各號ノ一ニ該當セザルモノ之ニ相當スル發疾ノ状態ト認メラルベキモノハ其ノ最モ近キ各級各號ノ發疾ニ該當スルモノト看做ス

二 視力ノ測定ハ萬國式視力表ニ依ル屈折異狀アルモノニ付テハ矯正視力ニ付測定ス

三 指ヲ失ヒタルモノトハ指ノ末節ノ半以上ヲ失ヒ又ハ第一指關節以上ヲ失ヒタルモノヲ謂フ

四 指ノ用ヲ發シタルモノトハ指ノ末節ノ半以上ヲ失ヒ又ハ第一指關節若ハ第一指關節(指指ニ在リテハ指關節)ニ著シキ運動障害ヲ殘スモノヲ謂フ

五 趾ヲ失ヒタルモノトハ其ノ全部ヲ失ヒタルモノヲ謂フ

六 趾ノ用ヲ發シタルモノトハ第一趾ハ末節ノ半以上、其ノ他ノ趾ハ末節以上ヲ失ヒタルモノ又ハ趾關節若ハ第一趾關節(第一趾ニ在リテハ趾關節)ニ著シキ運動障害ヲ殘スモノヲ謂フ

○、○六以下ニ減ジタル  
關節又ハ三關節ノ用ヲ發シタルモノ  
五、二下肢ノ用ヲ全廢シタルモノ  
節(第一趾ニ在リテハ趾關節)ニ著シキ運動障害ヲ殘スモノヲ謂フ

別表第七

障害手當金ヲ支給スベキ程度ノ發疾ノ狀態

職務上ノ事由ニ因ル發疾

職務外ノ事由ニ因ル發疾

發疾ノ番號

發疾ノ狀態

番號

發疾ノ狀態

一級	一、二眼失明シ他眼ノ視力〇、六以下ニ減ジタルモノ 二、鼓膜ノ中等度ノ缺損其ノ他ニ因リ兩耳ノ聽力力四十分以上ニテハ尋常ノ話聲ヲ解シ得ザルモノ 三、精神ニ障害ヲ殘シ輕易ナル職務ノ外服スルコトヲ得ザルモノ 四、胸腹部臓器ノ機能ニ障害ヲ殘シ輕易ナル職務ノ外服スルコトヲ得ザルモノ 五、一手ノ拇指及示指ヲ失ヒタルモノ又ハ併指示指ヲ併セテ三指ヲ失ヒタルモノ 六、一手ノ五指又ハ併指及示指ヲ併セテ四指ノ用ヲ發シ得ザルモノ 七、一足ヲリスフランノ關節以上ニテ失ヒタルモノ 八、十趾ノ用ヲ發シタルモノ 九、女子ノ外貌ニ著シキ醜狀ヲ殘スモノ 一〇、兩側ノ睾丸ヲ失ヒタルモノ	一、一ノ視力〇、一以下ニ減ジタルモノ又ハ兩眼ノ視力〇、六以下ニ減ジタルモノ 二、兩眼ノ眼瞼ニ著シキ缺損ヲ殘スモノ又ハ兩眼ニ半盲症、視野變狀ヲ殘スモノ 三、鼓膜ノ中等度ノ缺損其ノ他ニ因リ兩耳ノ聽力力四十分以上ニテハ尋常ノ話聲ヲ解シ得ザルモノ又ハ鼓膜ノ一部分ノ缺損其ノ他ニ因リ一耳ノ聽力耳鼓ニ接セザレバ大聲ヲ解シ得ザル程度以上ノモノ 四、咀嚼及言語又ハ咀嚼若ハ言語ノ機能ニ障害ヲ殘スモノ 五、鼻ヲ缺損シ其ノ機能ニ著シキ障害ヲ殘スモノ 六、脊柱ニ著シキ運動障害ヲ殘スモノ 七、一上肢ノ三大關節中ノ一關節ノ用ヲ發シタルモノ又ハ一關節以上ニ著シキ機能障害ヲ殘スモノ 八、一下肢ノ三大關節中ノ一關節ノ用ヲ發シタルモノ又ハ一關節以上ニ著シキ機能障害ヲ殘スモノ	二、脊柱ニ運動障害ヲ殘スモノ 三、神經系統ノ機能ニ著シキ障害ヲ殘シ輕易ナル職務ノ外服スルコトヲ得ザルモノ 四、一手ノ拇指併セテ二指ヲ失ヒタルモノ 五、一手ノ拇指及示指又ハ併指若ハ示指併セテ三指以上ノ用ヲ發シタルモノ 六、一下肢ヲ五種以上短縮シタルモノ 七、一上肢ノ三大關節中ノ一關節ノ用ヲ發シタルモノ 八、一下肢ノ三大關節中ノ一關節ノ用ヲ發シタルモノ 九、一上肢ニ假關節ヲ殘スモノ 一〇、一下肢ニ假關節ヲ殘スモノ 一一、一足ノ五趾ヲ失ヒタルモノ 一二、一足ノ五趾ノ用ヲ發シ得ザルモノ 一三、一足ノ四趾以上ヲ失ヒタルモノ又ハ第一趾ヲ失ヒタルモノ 一四、一足ノ五趾ノ用ヲ發シ得ザルモノ 一五、前各號ニ掲グルモノノ外ノ精神、身體又ハ神經系統ノ機能ニ障害ヲ殘シ職務能力ニ制限ヲ有スルモノ	九、一下肢ヲ三種以上短縮シタルモノ 一〇、長管上骨ニ假關節ヲ殘スモノ 一一、一手ノ二指以上ヲ失ヒタルモノ又ハ併指若ハ示指ヲ失ヒタルモノ 一二、一手ノ三指以上ノ用ヲ發シタルモノ、示指併セテ二指ノ用ヲ發シタルモノ 一三、併指ノ用ヲ發シタルモノ 一四、併指ノ用ヲ發シタルモノ 一五、併指ノ用ヲ發シタルモノ	四級	六、咀嚼及言語ノ機能ニ障害ヲ殘スモノ 七、鼓膜ノ全部ノ缺損其ノ他ニ因リ一耳ヲ全ク聾シタルモノ 八、一手ノ拇指ヲ失ヒタルモノ、示指併セテ失ヒタルモノ又ハ併指及示指以外ノ三指ヲ失ヒタルモノ 九、一手ノ拇指併セテ二指ノ用ヲ發シタルモノ 一〇、一足ノ第一趾併セテ二趾以上ヲ失ヒタルモノ 一一、一足ノ五趾ノ用ヲ發シ得ザルモノ 一二、生殖器ニ著シキ障害ヲ殘スモノ 一、一ノ視力〇、一以下ニ減ジタルモノ 二、咀嚼又ハ言語ノ機能ニ障害ヲ殘スモノ 三、十四齒以上ニ對シ齒科補綴ヲ加ヘタルモノ 四、鼓膜ノ大部分ノ缺損其ノ他ニ因リ一耳ノ聽力耳鼓ニ接セザレバ大聲ヲ解シ得ザルモノ 五、一手ノ示指ヲ失ヒタルモノ又ハ併指及示指以外ノ二指ヲ失ヒタルモノ 六、一手ノ拇指ノ用ヲ發シ得ザルモノ、示指併セテ二指ノ用ヲ發シタルモノ又ハ併指及示指以外ノ三指ノ用ヲ發シタルモノ
----	---	---	--	---	----	---

第七部 厚生委員會會議第十六号 昭和二十三年六月二十五日

六級	五級	
<p>一 一眼ノ眼球ニ著シキ調節機能障害又ハ運動障害ヲ</p>	<p>一 兩眼ノ眼球ニ著シキ調節機能障害又ハ運動障害ヲ残スモノ                  二 兩眼ノ眼瞼ニ著シキ運動障害ヲ残スモノ                  三 一眼ノ眼瞼ニ著シキ缺損ヲ残スモノ                  四 鼓膜ノ中等度ノ缺損其ノ他ニ因リ一耳ノ聴力四十種以上ニテハ尋常ノ話聲ヲ解シ得ザルモノ                  五 脊柱ニ畸形ヲ残スモノ                  六 一手ノ中指又ハ環指ヲ失ヒタルモノ                  七 一手ノ示指ノ用ヲ廢シタルモノ又ハ拇指及示指以外ノ二指ノ用ヲ廢シタルモノ                  八 一足ノ第一趾ヲ併セ二趾以上ノ用ヲ廢シタルモノ                  九 胸腹部臟器ニ障害ヲ残スモノ</p>	<p>七 一下肢ヲ三種以上短縮シタルモノ                  八 一足ノ第一趾又ハ他ノ四趾ヲ失ヒタルモノ                  九 一上肢ノ三大關節中ノ一關節ノ機能ニ著シキ障害ヲ残スモノ                  一〇 一下肢ノ三大關節中ノ一關節ノ機能ニ著シキ障害ヲ残スモノ</p>
七級	<p>一 一眼ノ視力〇、六以下ニ減ジタルモノ                  二 一眼ニ半盲症、視野狹窄</p>	<p>一 一眼ノ眼瞼ニ著シキ運動障害ヲ残スモノ                  二 七齒以上ニ對シ齒科補綴ヲ加ヘタルモノ                  三 一耳ノ耳鼓ヲ大部分ヲ缺損シタルモノ                  四 鎖骨、胸骨、肋骨、肩胛骨又ハ骨盤骨ニ著シキ畸形ヲ殘スモノ                  五 一上肢ノ三大關節中ノ一關節ノ機能ニ障害ヲ殘スモノ                  六 一下肢ノ三大關節中ノ一關節ノ機能ニ障害ヲ殘スモノ                  七 一足ノ第一趾又ハ他ノ四趾ノ用ヲ廢シタルモノ                  八 一局部ニ頑固ナル神經症狀ヲ殘スモノ                  九 一男子ノ外貌ニ著シキ醜狀ヲ殘スモノ                  一〇 一女子ノ外貌ニ醜狀ヲ殘スモノ</p>
八級	<p>一 一眼ノ眼瞼ノ一部ニ缺損ヲ殘シ又ハ睫毛禿ヲ殘スモノ                  二 三齒以上ニ對シ齒科補綴ヲ加ヘタルモノ                  三 一上肢ノ露出面ニ手掌面大ノ醜痕ヲ殘スモノ                  四 一下肢ノ露出面ニ手掌面大ノ醜痕ヲ殘スモノ                  五 一手ノ小指ノ用ヲ廢シタルモノ                  六 一手ノ中指及示指以外ノ指骨ノ一部ヲ失ヒタルモノ</p>	<p>一 又ハ視野變狀ヲ殘スモノ                  二 兩眼ノ眼瞼ノ一部ニ缺損ヲ殘シ又ハ睫毛禿ヲ殘スモノ                  三 一手ノ小指ヲ失ヒタルモノ                  四 一手ノ中指ノ指骨ノ一部ヲ失ヒタルモノ                  五 一手ノ示指ノ指骨ノ一部ヲ失ヒタルモノ                  六 一手ノ示指ノ末關節ニ屈伸不能ヲ來シタルモノ                  七 一下肢ヲ一種以上短縮シタルモノ                  八 一足ノ第三趾以下ノ一趾又ハ二趾ヲ失ヒタルモノ                  九 一足ノ第二趾ノ用ヲ廢シタルモノ、第二趾ヲ併セ二趾ノ用ヲ廢シタルモノ                  一〇 一足ノ第三趾以下ノ用ヲ廢シタルモノ</p>

六級  
一 一眼ノ眼珠ニ著シキ調節機能障害又ハ運動障害ヲ  
減ジタルモノ  
二 一眼ニ半盲症、視野狹窄  
指ノ一部ヲ失ヒタルモノ

七 二手ノ指及示指以外ノ指ノ末關節ノ屈伸不能ヲ來シタルモノ  
八 一足ノ第三趾以下ノ一趾又ハ二趾ノ用ヲ廢シタルモノ  
九 局部ニ神経症状ヲ殘スモノ  
一〇 男子ノ外貌ニ醜狀ヲ殘スモノ

備考  
別表第六ノ備考ト同ジ  
別表第七

被保険者 タリシ期間	昭和十五年六月一日前十五年間ニ於テ第十七條ノ規定ニ依ル被保険者ト爲ルベキ資 格ヲ有スル船員トシテ船舶ニ乗組ミタル期間	一年以上	二年以上	三年以上	四年以上	五年以上	六年以上	七年以上	八年以上	九年以上	十年以上	十一年以上	十二年以上	十三年以上	十四年以上
一年以上	以上	12.0	12.0	12.0	12.0	12.0	12.0	12.0	12.0	12.0	12.0	12.0	12.0	12.0	12.0
二年以上	以上	15.0	15.0	15.0	15.0	15.0	15.0	15.0	15.0	15.0	15.0	15.0	15.0	15.0	15.0
三年以上	以上	18.0	18.0	18.0	18.0	18.0	18.0	18.0	18.0	18.0	18.0	18.0	18.0	18.0	18.0
四年以上	以上	21.0	21.0	21.0	21.0	21.0	21.0	21.0	21.0	21.0	21.0	21.0	21.0	21.0	21.0
五年以上	以上	24.0	24.0	24.0	24.0	24.0	24.0	24.0	24.0	24.0	24.0	24.0	24.0	24.0	24.0
六年以上	以上	27.0	27.0	27.0	27.0	27.0	27.0	27.0	27.0	27.0	27.0	27.0	27.0	27.0	27.0
七年以上	以上	30.0	30.0	30.0	30.0	30.0	30.0	30.0	30.0	30.0	30.0	30.0	30.0	30.0	30.0
八年以上	以上	33.0	33.0	33.0	33.0	33.0	33.0	33.0	33.0	33.0	33.0	33.0	33.0	33.0	33.0
九年以上	以上	36.0	36.0	36.0	36.0	36.0	36.0	36.0	36.0	36.0	36.0	36.0	36.0	36.0	36.0
十年以上	以上	39.0	39.0	39.0	39.0	39.0	39.0	39.0	39.0	39.0	39.0	39.0	39.0	39.0	39.0
十一年以上	以上	42.0	42.0	42.0	42.0	42.0	42.0	42.0	42.0	42.0	42.0	42.0	42.0	42.0	42.0
十二年以上	以上	45.0	45.0	45.0	45.0	45.0	45.0	45.0	45.0	45.0	45.0	45.0	45.0	45.0	45.0
十三年以上	以上	48.0	48.0	48.0	48.0	48.0	48.0	48.0	48.0	48.0	48.0	48.0	48.0	48.0	48.0
十四年以上	以上	51.0	51.0	51.0	51.0	51.0	51.0	51.0	51.0	51.0	51.0	51.0	51.0	51.0	51.0

附則  
第二條 この法律は、昭和二十三年九月一日から、これを施行する。  
第二條 第四十九條ノ第三項中「平均標準報酬月額」とあるのは、当分の間、これを「最終標準報酬月額」と読み替へるものとする。  
第三條 この法律施行の日において、職務上の事由に因る障害年金又は遺族年金の支給を受ける権利を有する者に支給する障害年金又は遺族年金の額は、第四十一條若しくは第五十條ノ二又はは船員保険法の一部を改正する法律（昭和二十二年法律第百三十三号）附則第二條若しくは第三條の規定にかかわらず、従前の障害年金又は遺族年金の額の五倍に相当する額とする。但し、昭和二十二年十二月一日から、この法律施行までの間において、障害年金又は遺族年金の支給を受ける権利を有する者に支給する額については、この限りでない。  
従来、船員保険法の一部を改正する法律（昭和二十二年法律第百三十三号）附則第三條の適用を受ける障害年金及び遺族年金であつて、前項の規定はより増額されたものに關する國庫の負担すべき費用については、なお同條の規定によるものとする。  
第四條 保険料率は、当分の間、第五十九條第四項の規定にかかわらず、第十七條の規定による被保険者であつて第三十三條ノ第三項の規定に該當しないものについては、その標準報酬月額百円について十四円五十銭の割合、同項の規定に該當するものについては、その標準報酬月額百円について九円三十銭の割合とする。  
第五條 前條に規定する保険料率によつて計算した保険料額の負担割合は、当分の間第六十條第一項の規定にかかわらず、第十七條の規定による被保険者であつて第三十三條ノ第三項の規定に該當しないものについては、被保険者において、保険料額の十一・五分の四、船舶所有者において保険料額の十一・五分の七・五同條同項の規定に該當するものについては、被保険者において、保険料額の九・三分の二・九船舶所有者において、九・三分の六・四とする。  
第六條 第四條の改正規定及び第四條ノ二の規定にかかわらず、養老年金の額（第五十條ノ第二項第一号から第三号までの規定による遺族年金の額の計算の基礎となるべき養老年金の額を含む）の計算に關しては、附則第四條に規定する期間の標準報酬月額は、これを五百円とする。  
第七條 この法律施行の際、現に存する保険審査官、船員保険審査会及びその職員は、この法律に基く相當の機關及びその職員となり、同一性をもつて存続するものとする。  
理容師法の一部を改正する法律（昭和二十二年法律第百三十四号）の一部を次のように改正する。  
第二條 学校教育法第四十七條に規定する者で、厚生大臣の指定した理容師養成施設において一年以上理容師たるに必要な智識及び技能を修得した後更に一年以上の実地習練を経た者は、都道府縣知事の免許を受けて理容師になることができる。但し、その実地習練は、養成施設又は理容所において理容師の免許を受けた者の指導の下に行われなければならない。  
第三條 学校教育法第四十七條に規定する者で、厚生大臣の指定した美容師養成施設において一年以上美容師たるに必要な智識及び技能を修得した後更に一年以上の実地習練を経た者は、都道府縣知事の免許を受けて美容師になることができる。但し、その実地習練は、養成施設又は美容所において美容師の免許を受けた者の指導の下に

行われなければならない。

第四條 厚生大臣が第二條及び第三條に規定する理髮師及び美容師の養成施設を指定しようとするときは、美容師養成施設指定委員会に諮問しなければならない。

前項の美容師養成施設指定委員会に関する規定は、省令で、これを定める。

附則

第二十條 この法律は、昭和二十三年七月一日から、これを施行する。

第二十一條 昭和二十三年一月一日において現に、都道府県知事が従前の命令の規定により認可し又は指定した美容師の養成施設において修業中であつた者は、美容師法（昭和二十二年法律第二百三十四号）第二條又は第三條の規定にかかわらず、その養成施設の定める教育課程を修了したときは、都道府県知事の免許を受けて美容師になることができる。

第二十二條 昭和二十三年一月一日において現に、美容師になる目的で、理容所において理髮業又は美容業の補助的業務に従事していた者又は美容師の養成施設において修業中であつた者は、昭和二十五年六月三十日までには理髮師試験又は美容師試験に合格したときは都道府県知事の免許を受けて美容師になることができる。

前項の試験は、従前の例により行うものとする。

昭和二十三年十月三十一日印刷

昭和二十三年十一月一日発行

参議院事務局

印刷者 印刷局